

平成24年12月17日（月曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成24年第4回松島町議会定例会会議録(第2号)

出席議員(16名)

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	5番	高橋利典君
6番	(欠番)	7番	渋谷秀夫君
8番	高橋幸彦君	9番	尾口慶悦君
10番	色川晴夫君	11番	赤間洵君
12番	太齋雅一君	13番	後藤良郎君
14番	片山正弘君	15番	菅野良雄君
16番	今野章君	17番	阿部幸夫君
18番	櫻井公一君		

欠席議員(1名)

4番	伊賀光男君
----	-------

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一君

震災復興対策監	小 松 良 一 君
総務管理班長	佐 藤 進 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 一 夫 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第2号)

平成24年12月17日(月曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議案第86号 松島町暴力団排除条例の制定について
- 〃 第 3 議案第87号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 第 4 議案第88号 松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び松島町地域活動支援センター条例の一部改正について
- 〃 第 5 議案第89号 塩釜地区消防事務組合理約の変更について
- 〃 第 6 議案第90号 字の区域に新たに画することについて
- 〃 第 7 議案第91号 大郷町の公の施設の設置に関する協議について
- 〃 第 8 議案第92号 工事請負契約の締結について
- 〃 第 9 議案第93号 平成24年度松島町一般会計補正予算(第7号)について
- 〃 第10 議案第94号 平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 〃 第11 議案第95号 平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 〃 第12 議案第96号 平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 〃 第13 議案第97号 平成24年度松島町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 〃 第14 委員会提案第1号 国による子どもの医療費無料制度の創設を求める意見書について
- 〃 第15 委員会提案第2号 乳幼児医療費助成の拡充を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第4回松島町議会定例会を開きます。

4番伊賀光男議員、入院のため欠席届が出ております。それから、3番高橋辰郎議員、病院へ通院のために遅れる旨の届け出がありますのでお知らせをいたします。

本日の議事日程はお手元に配布しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、13番後藤良郎議員、14番片山正弘議員を指名いたします。

日程第2 議案第86号 松島町暴力団排除条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第86号松島町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

朗読説明が済んでおりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番であります。

1点だけちょっとお聞きしたいんですが、この3条の最後ですね。基本理念で、「それぞれの連携及び協力のもとに推進されなければならない」となっているわけですが、これは推進「されなければならない」というのは受け身になるような感じなんですが、「しなければならぬ」になるのではないかと。県も「されなければならない」と。県のやつを見たからこうなっているのではないのかなと、こんなふうに思うわけですが、いかがなものですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） ここの第3条基本理念のところ、県では今言ったように、基本的なベースはまず県の条例を基本に、なおかつ、この取り扱いについては2市3町、今回条例を12月に一斉に出していただいているわけなんですけれども、そのときにも担当者レベルでこの辺の条文を確認をしながらさせていただいて、まず基本的には県の条文に沿っていくと。そして、ここの取り扱いをしなければならぬというような文言で整理をさせていただいたものであります。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 町の条例だから、ほかの町がやったからこうなのでなく、基本理念だから、「しなければならない」に積極的な何になるのがいいのではないかと私は言っているんですよ。ほかの町だの県のやつが間違っていたら間違ったままですか。だから、その内容をどうなんですかとこう聞いているわけです、私、わからないから。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 確かに、条例的には町の条例ですので、町として、今言われたような表現がいいのかなと思いました。ただこれは、暴力団については、県を初め2市3町協力して連携をとって取り組んでいきたいと思います。そうした場合に、町として、今言われたように文言もあるわけですが、取り組み方として文言を合わせて取り組んでいこうというところで整理をさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 余り影響はないんだと思うのでありますが、「町、町民及び事業者によりそれぞれの連携及び協力のもとに推進しなければならない」になるのではないかと。「されなければならない」というのは市としたやつと同じように「しなければならない」になるんだと思うのでありますが、これはこれでいいですが、これの条例がもし通れば、町の入札なり何なりにはどういうふうにするのかですね。さらに、業者が一般競争入札をする場合、業者をどう選定をするのか。こういうふうなことを含めてお聞きをしたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） この次に、これがまず条例通って、そうした場合に、今1つの例で業者の選定、じゃ業者の選定の段階で暴力団がその業者にあるかということは大変これは難しい、わからない。ということがありますので、取り組みとしては、まず契約条項の中に、工事もそうです。委託もそうです。その他もろもろもそうなります。この暴力団が携わっていた契約の相手方がいてあるいは下請けもいたり、そういう段階でこの文言が入っております。契約あるいは工事請負契約の中で。これは、県の条例が1年前に成立しております。ということで、工事関係はもう約款というか、1つの標準的なものがあります。この中で、もう取り組んで、県条例ができていますので、取り組んでいくと。ということで、松島町もそれに沿って、今の契約条項の中にはそれを取り込んで、今実際させていただいている。ただ、契約相手方、指名の業者選定というか、事務処理内容ですのであれなんですけれども、今公募ということにはなっておりますが、その段階ではどうしてもそこにいるのかいないのかと

というのは見極めるのは大変難しい。その中で、やっていく中で、そういう情報なり確認がとれた場合に、県のほうと調整をしながら、その辺の取り組みを契約に基づいて取り組んでいくという形になります。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 契約もわかるんですが、大手企業でさえも孫請だのひこ請になるとそういうふうな人が入ってきているんですよ。今はどうだかわかりませんよ。だけれども、そういうのを使わなければならないようになっているんですよ。だから、そうしたときに、うちのほうは契約までは議会の議決、大きいのであれば議会の議決をもらって、あとは下請けなんかのやつは承認でしょう。そうすると、それが、こういうふうな人が入っているのか入っていないのかというのがわからないのでないか。わかりますか。だから、そういうふうなときはどうするんですかと、こう聞いているわけです。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今言われたように、契約をして相手方を決める。元請けは入っていない。ものによっては下請け、孫請という形になって、今、実際にこの震災なんかを見てもそういう流れでいろんな方がやられていると。ただ、うちのほうで契約する段階あるいは公募して上がってくる段階では、そこまではつかむことはまずできません。ただ、仕事を進めていく中で、そういう情報とかいろいろ入った場合に、今言ったように、この契約約款とかそういう契約条項に基づいて対応していくという形になります。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、私が言いたいのは、警察とすぐ連絡とれるようになっている孫請なり下請けが出てきたらどうなんだとやれるようにそういうふうな体制がとれているのかということが一番なんです。そして、下請けの、今度は孫請は届け出が必要ないんでしょう、実際は町には。下請けの届けだけで、孫請、ひこ請はないんでしょう、実際は。だから、そうしてくるとわからないのでないのかと。格好よくつくったと。そして、契約条項にそれを上げた。だけれども、実効性がないのではないかと。実効性があるものにするのにはそういうようなことまで警察なり何なりと常に連絡をとれるようになっていなければならないのではないかと私は思って質問しているわけです。

私ら契約するのではないからいいんですよ。ただ、議会で議決をするのには、そこまで考えなければ、いいですか。出せば通るんだではなしに、そういうようなところまで考えて議案は出さなければならないんだろうと、こういうふうに思って質問しているわけです。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） まず届け出、これは下請け、孫請の話でありますけれども、土木と建築はちょっと多少違います。ただ、今は施工体制の中で、施工計画の中でその辺の一連の流れを今上げるようになってきています。その中で業者というか下請け、孫請、その他もろもろある程度は把握することができるようになっております。

それから、今言われた県とか何かの体制ですけれども、この取り組みにつきましては、県初め町一緒になって取り組んでいきたいと思いますというのが基本的なところがありまして、今言った情報のやりとりは親密にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これでやめますが、今から取り組んでいきたいと。言わなければ取り組みも何もしないんだと思うんですよ。条例をつくった、さあこれで終わりだと。こういうふうなことになるんだと思うんです。文書は出したんだと。契約書に書いたんだと。これで終わりだと思うんです。実効性のあるものにしていかなければいけない。町がつくるんだから、条例を。つくったら実効性のあるものにしていかなければならないから申し上げているんですよ。

だから、今からでもいいですから、そういうふうな連絡体制をきちっとしたものをつくるように協議をしてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） この条例ができる前から、工事関係であれば施工台帳というものがあります。その中で、下請け、その下までつくるようになっていくということで、暴力団関係はそのときにも、この条例ができる前も、暴力団関係があった場合、警察と連携をとってということで、警察のほうからもそういう話があります。ただ、なかなかこの企業が暴力団かどうかというのは非常に難しいというのがあります。

ただ、警察のほうからこういう企業が、今回、損壊家屋の場合なおさらなんですけれども、こういう企業が暴力団関係ですよという関係の資料はもらっておりますけれども、なお実効性のある条例ということで進めたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私もその孫請、ひこ請になった業者、大手業者ですよ、とった業者は。だけれども、その関係者の死んだときに、うちの会社お世話になったんだと、こういうようなことで会社の役員が行っているのを私ら見ているわけですよ、現実にはね。だから、そうい

うふうなものを排除するのであれば、そういうふうな体制をしっかりと整えたらいいのではないかと、こういうふうに申し上げているわけです。私、現実に見ているから申し上げているんですよ。下請けにはないと思いますよ。こういうのをすればですね。ところが、孫請、ひこ請、そのやしゃごとになっていったらどんどん大きな会社であれば皆下にいるわけですから。そういうふうなものを排除できなくているわけです、実際は。そういうふうなものを使わなければうまく行かないのもあるわけだと思うんですよ。だから、そういうふうなものはつきりしておいてほしいと言っているわけです。

○議長（櫻井公一君） では、ほかに質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 暴力団の排除条例ということで、これ自体はいいことなんだろうとは思っているんですが、まずその暴力団というのは一体何なんだろうかというのが私はあるのかなと思っているんです。

法律で否定されている暴力団とそうでない暴力団とあると思うんですが、一体日本にどのくらい暴力団があるんでしょうかね。そして、指定されている暴力団の数というのはどれぐらいなのか。構成員というのはどのぐらいなのか。まずその基本的なところを教えてくださいなと思うんです。

それで、この松島町ではどうなのかということも含めて、おわかりであればぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今、日本全国の暴力団、この辺は各都道府県の公安委員会によって指定された暴力団という形になろうかと思えます。

それで、平成23年度末で数字的なもの、これはちょっといろんなことで引っ張ってきている数字になりますが、平成23年度末で21団体、数にして約3万1,300人です。

そのほかに非指定暴力団、例えば、露天商とかテキ屋とか、そういうものが該当するようですけれども、この辺はちょっとまだ数字的にはいろいろもっとあるようです。ただこの辺は数字的にはちょっとつかめませんでした。

また、町内にどうなのかという話ですけれども、これはつかんでおりません。いるのではありませんかなという気持ちもありますが、じゃ何人いるのか、そういうのはちょっとつかんでおりません。ただ、そういうことに当たって、町営住宅のときもいろいろありましたけれども、その辺はこちらが情報を与えて、向こうでそれを確認していただくというような情報のやりとり、この辺は2市3町で連絡協議会、県警も入って連絡協議会をつくっておりますの

で、そういうところなんかでその辺の情報交換、取り組みはしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 先ほど、いろいろ警察関係と連絡をとり合って、そういうものをきちんとしていくんだということなんですけれども、まずその町内にどれぐらいいるのかわからないと言うんだけど、「あんたほうにはこのぐらいいるんだよ」とか、そういう情報のやりとりもないんですか。何か先ほどから答弁されている中身と実態が違っているのではないかという気もするんですが。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） この辺は、我々もじゃ町内に100人ですか、1,000人いるんですかと、そういう情報をいただいているかというお話は、数回にわたって、前の住宅のときからスタートして、今回の条例もしかりですけれども、そういう具体的な数字でお示しできないかという話はするんですけれども、そこまでの情報としては、人数は何人とか、どこどこにいますとか、そういうのはちょっと今の段階ではいただけないというのが現状であります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） いろいろ暴力団であっても個人情報保護のもとに置かれるのかなということになるのかどうか。その辺ひとつどういうふうに考えているのかということと、それから、情報をもらわないと、町としては対応の仕方ができないと思うんですよ。ですから、少なくとも人数だとか、例えば、名前も含めてそうだよということがないと、対応は実際上はできないのではないかという気がするんですが、そういう点で、もう少し警察関係とそういう話し合いというのをされないと困ると思うんですね。そうでないと、条例つくっても本当に意味をなさないものになっていくのではないかという気がするんですが、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今言われたように、確かに具体的に個人情報のものもあるということでお話は伺っています。ただ、いろいろ話していく中で、その具体性は町としても知りたいと。することによっていろんな対応もできるのではないかあるいは情報も与えることができるのではないかとお話をさせていただいているわけですが、そこまでは実際進んでいかない。

その中で、逆に向こうから言わせるように、いろんなことで、ちょっと中には何々市内とか、大きな三つの何々市内とか、そういうことでも取り組んでいただきたいような、逆の意味で

お話を受けてたりしております。

町としては、逆にはっきりした数字、ものが知りたいんですという言い方をするんですけども、その辺はその個人情報もありますのでいただけない状況であります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） これでやりとりしてもまた進まないでしょうから、ぜひそういう問題も含めてやらないと、実際には進まないのではないかと思いますので、よく警察関係と協議をしていただいて、今回のこの条例は2市3町が一緒になってお出しになるということでしたけれども、その辺の首長さんたちの会議も含めて進めていただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

それから、次に、第2条のこの暴力団員の考え方ですね。暴力団員と、こういうことで暴力団を構成する人たちがいるわけですけども、この中でイとウですかね。「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」と、こういうのがあるんですね。これは5年を経過したかしないかあるいは暴力団をやめたかやめないかというのは、どういうことで判断をするのか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） この辺の5年間というのは確かに難しいところがあります。そして、これは、いろいろ我々もやっていく中で、県の条例、いろいろ話を聞く中で、5年というのを1つの隠れみのにして、そういうことにしているいろんな行動をしている、いろいろやっているということがあるということなので、そういう者に対しても5年を経過しない者、したということに多分なっているんだろうと思います。いろいろな形の中で。そういう者に対しても規制をかける。取り締まりをしていくんですよということでもあります。

ただ、この辺のだれが5年とか4年とか、さっき言ったように、ちょっと戻ってしまいますけれども、そういう流れの中で何か事が起きた段階での1つの判断材料になっていくのではないかというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 5年を経過しない者というのは、辞めたというのはどうやって判断するんですか。

○議長（櫻井公一君） もっとわかりやすく。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、届け出制ではないんですけども、警察のほうで把握しているわけなんです。暴力団、法律に基づいてということで、暴力団をやめる場合も届け出制とい

う言葉がいいかどうかは別にして、警察のほうにやめますということで届けるような形になります。そして、そこから5年という形なので、実際に把握しているのは警察のほうです。警察のほうでこの人が暴力団かどうかというのはもう指定するというか、辞めるというときにもですし、指定したときもなっています。だから、指定暴力団とありますけれども、そういう形になります。

あと、先ほどの話で、暴力団の構成メンバーとかそういうのが警察のほうで町に情報が提供できるかどうかというのは、これから確認して協議していきたいと思います。ただ、今までの流れとしては、松島町で事例としてはこの方がどうかという形で、会社とか個人の場合、警察に問い合わせをしたことがあります。それで、その人がどうのこうのという回答はいただいております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。

それで、警察のほうに今度私は暴力団を辞めるんですよと届けると、こういうことになるわけですね。5年間、結局、言ってみれば警察の監視下に置くということですよ。少なくともね、この条項は。そうしたときに、本当に暴力団をやめた人、それから今答弁にもありましたけれども、隠れみのにしてやっているという場合があると、こういうお話だったんですが、隠れみのにしているという人は確かにこういう措置が必要だという側面があると思うんですが、本当に辞めた人、本当に辞めた人も5年間こうされると、本当に辞めたのに社会的に受け入れられないと。仕事したいんだけど、あいつは暴力団だよと。5年間監視がついているんだよと、こういう話になると仕事にもつけないと。こういうことも起きてくるのではないかなという気がするんです。その辺、せっかく暴力団をやめて普通の社会人として再起しようと考えている方々が、実際には5年間もこういうふうにして監視されるということになると、社会復帰そのものがないと、こういうことにもなるのではないかと思うんです。むしろそういうことであれば、そういう5年たった、暴力団をやめた方、本気で辞めたと思われる方に対する社会的支援が一方では必要になってくるのではないかと、こんなふうにも思うんです、私は。その辺についてはどういうふうに考えますか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに、辞めて明日から更正したいんだということで、それはそうだと思います。ただ、この5年の見極めがいいかどうかというのは、私たちも素人というか、やはり、警察のほうの指導ということもあります、条例関係は。それも踏まえて5年という

形に今回の条例で上げさせていただいております。

じゃその間の支援ということもありますけれども、そこは今のところ、私たちがじゃ辞めた後の支援ということは、はっきり言って私たち今のところは、私たち町としての立場としては考えておりません。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） なかなか本気で辞めた場合、やはり社会から受け入れられるというのは大変なことだと思うんですよ。なおかつこうやって5年間、あいつは暴力団関係者だったんだよと追っかけられるわけですね、言ってみればね。本気で辞めた人は仕事できないと思いますよ、私。そうなってくると。本当にそれこそ、結局は元のところに戻って行かざるを得ないと、そういうことになる可能性もあるのではないかと思うんです。ですから、そういう意味ではこういう条例をつくるのであれば、やはり、一方では本当に辞める方、その人たちをきちんと社会的にも支援できるような体制というのができないとどうなのかなというふうに思いますね。せっかく辞めたのに、またどこかの暴力団に追いやってしまうという、そういう結果につながるような気がするので、ぜひそういうこともこの条例をやるに当たっては考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 全体に副町長も答えております。この条例をつくる段階でというお話もありますが、今の段階で5年間ということでもありますけれども、5年間しても社会復帰していく方に対してのアフターケアとかいろんなものというお話でもありますけれども、今の町の立場と言いますか、町の今の状況でいきますと、そこまではまだ考えてはいないということです。以上です。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第86号松島町暴力団排除条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第87号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第87号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

朗読説明が済んでおりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これちょっと私はわからないのでありますが、55歳超の現行の見直しがあるわけでありましたが、極めて良好、特に良好、そして標準とあったやつが半分になると。半分になっても役職をつけて皆上に上げてやると、こういうようなことになれば2号も当然上がるわけでしょう。特に良好だから役職をつけたんだと、こういうふうになれば。そういうふうにもしないんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今お話しされているのは、例えば、56歳以上の方で、今回は56歳以上で標準的なものについては昇給しませんよというふうになっています。今回、まず56歳以上はそういうことで整理となります。

それから、今度、今後3月人事院の規則なんかで昇格という話がまた出てきます。そういう規則が今後出てくるかと思えます。その場合に、逆に昇格をする。ですけども、本当は今言ったように2だとしますね。上がって昇格が2だと。ところがそこについては2じゃなく、4とかじゃなくそれ以下、もっと下げますよというような流れがじゃどこまでかとか、そういうのがまだ人事院を参考にしてかんがみてやっているわけですけども、そこがまだ見えないところがあるんですけども、今言われたように、昇格した場合についての、そのままぼんと行かずに、そこをまた下げていきますよと、抑制していきますよというものが今後出てくるので、その辺はかんがみて取り組んでいく形になります。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、55歳以上になってから班長にする、参事にする、何にするといえど当然上がるわけでしょう、まずね。役職が上になるわけですから等級が上がる。等級が上がればこれが適用されるわけでしょう。今までだとバアンと上がってしまって、前の人を乗り越したなんていうようなことがあったわけですよ、今までの何から行くのですね。班長になった、さあ今度は何々になった、課長になったと言ったらまた上がって、前の人を乗り越してしまった。こういう事例が今までもあったわけですよ。今度はその大体なくなるぐら

いのもので、ただ、同じ能力を持って、人事担当から見放された職員は、同じ能力を持っていても班長にもなれない、参事にもなれないという方がいるわけでしょう。そういうふうなものの救済措置はないんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） この辺は、今56歳以上ですから、管理職の方、班長さんの方、そうでない方というふうにありますけれども、今回の条例改正の中ではその辺の救済、号俸の回復と言っていいんですかね。通常のやつについての今回の改正にはそこまではありません。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、これはそういうふうな救済は入らないわけけれども、実際には現実に班長になった、参事になったということになれば、これと関係なく昇給するわけでしょう。だから、そうしたときに、そういうふうでない人は救済される何がないんですかと。同じだけれども、総務課長に嫌われているから俺は上がられないんだって。現実に人間関係だからあるわけでしょう。同じ能力ならもう少しあるかもしれない、こいつ。だけれども、上がらないと。こういうことのとときに、そういうふうな救済策をとる必要があるのではないかと。これは条例だからこのとおりにかならないよと、それはわかるんですよ、私。わかるんです。55歳以上過ぎて同じところにいれば上がらないよと、標準であれば上がらないよと。今までは上げていたんだよと。今でも、渡りは若干あるんでしょう。こういうふうに行って何年すればどうだというの。それもなくなるんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 一応、例えば、主査とかから56歳、57歳で課長になった場合、それは昇格なので級が変わるとのことなので、それは上がります。ただ、これは昇給なので、その級に行ったときに上がるかどうかということ、54歳とか40歳の方は4号俸上がります。今までは56歳以上の方というのは2号俸だったんですけども、それがもう上がらないよということで、尾口議員が言った最初は昇格なのでそれは上がる。昇給はストップになるということ。

じゃ総務課長に嫌われるかどうかは別にして、救済措置あるかどうかということなんですけれども、今のところはないということで、昔、渡り制と言うか、何年スパンで分割して上げましょうという、そういう制度も、県の指導も厳しく言われていますから、そういう制度もしていないと。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今は完全にないんですか。同じところにずっといて、何年すれば若干上がると。これも完全にないんですか。そのところだけ確認してください。

昇格の、だから私は昇格で皆カバーするのとか。昇格でカバーされない人はどうするんだと。昇給はわかります。この条例で私わかっているんです。だから、昇給でカバーできないから昇格でカバーしていくのでないかと。そういうようなこともあり得るのではないかと。そうすると、あれはだれが見てもあの人は仕事できるんだけれども上がらないという、役つかないと、こういうふうな人も出てくるのでないかというふうなことなんですよ。

昇給のやつはわかりました。わかりましたけれども、全く渡りは全然ないのとかと、そのところだけ確認しておきます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 先ほど副町長言いましたけれども、県の指導、そういうものもありまして、今は渡り、何年たったらどこどこにという、その渡りについては今は実施しておりません。ありません。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 1つは来年の1月1日から実施をするということなので、これは1月1日以降、これは55歳超えになる方は何人ぐらいいらっしゃるのかというのをひとつ教えてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今、55歳を超える人たち、今つかんでいる人たちでちょうど20人になります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） ちょっと私の説明の聞き間違いなのかどうかわかりませんが、今回の条例改正によれば、町までは基本的には昇給、55歳超えの職員についての昇給はないというふうに説明したような気がするんです。実際上は、条例上は、これは極めて良好であれば2上がると、こういうふうになっているんですが、松島町では全体として昇給はないというふうな説明だったような気がするんですが、その辺はそれでいいのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今、議員言われたように、今の現行で行きますと、56歳になっても2号俸上がりますよと。この2号俸というのは別表がありますけれども、標準で2号俸とい

う考え。この標準が、以下という言い方をしたらいいんですかね。今回は昇給をしないよという形になりますから、この条例が通って1月1日以降については昇給の方はないという形になります。

○議長（櫻井公一君） 補足答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本は、通常、良好でも何でも普通の方は上がらないと。ただ、特に良好とか稀ですけども、そういう場合は規則に定める基準がありますから、そこでは上がると。ですから、それは松島町だけでなくほかも同じように、基本は抑制という言葉を人事院勧告でやっていますけれども、基本的考えは上げないんだよと。ただ、特に良好とかそういう逃げ道ということではないですけども、2つ上がる場合もありますし、この表のとおりです。表のとおり解釈してもらっていいです。今まで極めて良好な方は2つ以上上がると。今までと同じです。あと、特に良好な人は1つ。ただ、基本はほとんど上がらないよというのが運用の考え方です。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 運用の考え方としては、基本的には上がらないよと。最高でも良好の評価しかしないんだよと。言ってみればそういう解釈になるかと思うんですが、今後の運用の仕方の問題として、人事院のほうは抑制という考え方でやっていますからそうなりますけれども、町としてこの勤務評定を含めてどうするのかというのは、やはり、独自の権限でやっていいんだらうと思うので、今後の考え方として、極めて良好を含む勤務評定というものについての町としての考え方は特段にないのかどうかですね。その辺はいかがですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 最初に前段も説明させていただきましたが、この勤務評定の取り扱いと給料の昇給の話、スタートの話をちょっとさせていただきました。ということで、給料にスタートしなければ反映しないというか、そういうことで前段はスタートさせていただいております。

そういう中で、今回、条例更改をしているわけですけども、そして、ここ1年は震災でやっていないということもあります。この辺の取り扱いについて、規則等にこういうものがあるって運用していかない、標準法でいきますよという考え方なんですけれども、これは我々総務課長やっている宮黒町村会で、この5段階の評価と言うんですか、成績をやって運用していくには、評定する側もされる側も、いろんなことで勉強と研修をして事に当たらなければならぬというのが1つのものがあります。

そういうことがありますので、最終的にはそういうものに取り組んでいくような形になりますけれども、それに行くまでにはもう少し時間がかかるのかなというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） もうちょっと時間がかかるって、来年の1月1日から始まるでしょう、もう。だから、考え方は整理されていないと困るわけね。その人事院勧告のとおり、抑制だから基本的には上げないんだよと、そういうことであればそれでいいんです。ただ、私は町として、やはり職員のことを考えたならば、こういう抑制の法改正になってきたと。人事院勧告になってきたという中でも、町としてはこのところを生かして少しでも職員の働きや気持ちに比べると、そういう思いがないのかということを知っているんですよ。いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かにそういうのはあります。ただ、私たち松島町は人事院勧告に準じてやっているということなので、基本的には56歳以上、55歳を超える方々は、抑制という言葉も提案理由の中で使っていますけれども、基本的には上げないという考えであって、よっぽどの特例とかの場合だけが2号俸とか1号俸ということで、基本的には今野議員言われるように、町独自で2号俸とか1号俸上げる考えはないのかということがありますけれども、松島町としては今のところはないというのが現状です。ですから、1月1日現在は基本的に良好という考えで標準、ゼロということになります。

ただ、今後の考え方として、若年層が抑制されていますから、そちらのほうは前に総務課長が説明したように、4月1日に間に合うように3月定例議会でその抑制分を解くという考えはあります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 人事院勧告そのものが労働基本権の代行措置というか代替措置というか、そういうことでやられているわけなんだけれども、こういう抑制というのが、今までだと民間との比較でいろいろやられてきてやっていますけれども、単純に比較だけして、まだ50歳代は民間より高いよとってここだけ抑えていくということになると、職員の皆さんの、ここにいらっしゃる方で大分大変になる方もいるのかと思うんですが、働く意欲の問題も含めて減退するのではないのかというふうに私は心配するんですよ。そういう考え方になりませんか。非常にそういう点では、幾ら稼いでも、もう昇給もしないということになったら働く意欲の問題につながっていくのではないですか。その辺はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに賃金体系そのものは、日本は年功序列で定年まで上がっていくという考えなんですけれども、年功序列ではなくて、ある程度の働く方々は全員ですけれども、その中でも40代前後の方々をこういうカーブ、上がっていくのを緩やかなカーブにするという考えがあります。

松島町では、先ほども言いましたけれども、人事院勧告の考え方に沿ってやっているということもあります。それに基づいて、松島もそれでいいということで条例を上げているということなので、確かに給料はもらえらうほどいいということがありますけれども、総枠の中で賃金体系を変えていかなければならないという形でこういう形になります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） もらえらうほどいいというのもちょっとあれですけれども、公務員の給与というのは給料表で決められているわけでしょう。1級から6級まで、松島の場合だとそれぞれ職務に応じて何ぼ出ますよというふうになっているんですよね。ですから職務級でしょう、結局。今回はその中での昇給がどうなるんだと。結局、年功序列ではないんですよ、職務級だから。必ずしもね。だけれども、年齢と経験がふえればそういう級に該当する人たちも出てくるから高い級に行くだけの話であって、そういう人たちの今度昇給を妨げていくということになるわけでしょう、今度の考え方は。そうすると、やはり、私は働く意欲減退と、こういうふうになるのではないかなというふうには思うんです。

この職務級という考え方に基づいて公務員の給与というのは考えられているのではないですか、本来。そうじゃないと、昇給ただしないというだけでは、55歳超えて6級になったと。そこで終わりですよ、その人は。なったはいいいけれども、そこで終わりということでしょう。昇給しないんだから。それ以上上がらないんですよ。それでは働く意欲がなくなるのではないですか。どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに、先ほどのもらえらういいというのは失言でした。ただ、基本的に職務級というのはありますけれども、やはり年功序列が基本に、根底に今までは日本であったのかなと思います。ですけれども、その中で経験年数で級が上がっていくと。位が班長とかに上がっていくということがあります。その中で、56歳以上になれば抑制されると。要するに上がらないよというのは、確かに勤労意欲の中ではそれは確かにあるとは思いますがけれども、こういう全体の中で人事院勧告の話は何回もしますけれども、やはり、給与のカー

ブをずっと上げていくのではなくて、これは人事院勧告の考え方に準じて私たちもやっていますけれども、なるべく50歳以上、55歳以上を上げないで、それを振りかえて40代前後に分けると、抑制を戻しますよという、セットで人事院勧告はやっているものですから、去年も給与体系を変えましたけれども、そうなると、私たちもこの条例を上げるとき、町議で課長さん方の意見も出ましたけれども、それはやむを得ないという形の中で今回、条例を提出させていただきました。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

それでは、原案に反対の発言を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 今、質疑をさせていただきましたけれども、人事院勧告どおりだと、結論としてはそういうことなのかなというように思います。

今回の55歳を超える職員の給料抑制ということについては、ただいま質疑もしましたとおり、その昇進、それから人事管理上の特性というものを無視した、年齢による差別だというふうには私は思います。そういう点で、また職務級という考え方にも反するものだというふうに思います。

職員の給与条例に関する条例では、一般職員の給与号俸AからEの5段階で評価して、最高で8号俸の昇給を認めていると。55歳を超えた職員については、既に最高でも4号俸しか昇給できないように抑制されておりますが、さらに、それにもかかわらず今回改めて、極めて良好という評価の最高の評価であっても2号俸しか昇給できないと。標準となる良好の評価では昇給ができないと、こういうことになるわけであります。

基本的な考え方としては、極めて良好あるいは特に良好といったものについても、ほぼ評定していかないというお考えだということでもあります。これでは、後輩の職員を指導し、育成をするという立場にある先輩職員の皆さん、この方々の働く意欲というものを私は奪っていくことになるというふうに思います。

そういう意味で、職員が一丸となって住民の立場で働く職場をつくっていくということの上でも、今回の給与抑制だけではないですね。たしか一昨年も1%でしたか2%でしたか、このいわゆる熟年層と言いますか、高齢層と言いますか、そこに対する給与の抑制がやられているわけですし、そういうことも含めて考えますと、本当に今後の役場の職員の皆さん方のことを考えるあるいは役場のあり方を考えるという点では、給与の抑制というものは、私は

やるべきでないというふうに思うわけであります。

そして、東日本大震災から今、復旧復興ということで一生懸命業務に携わっているわけでありまして、いわゆるこの震災のまさに第一線の現場で皆さん働いておられるわけでありまして。そうしたもとの、今働いている職員の皆さんのこれからの生活の設計の問題、こういうものを狂わせるようなことがずっと10年来続いているわけで、若い職員の皆さんを含めて、私は本当に松島の役場が働きがいあるいは将来への期待が持てるような、そういう職場にしていかなければならないのではないかと思います。

しかし、今回のこういう給与抑制あるいは給与体系の改悪と言いますか、こういうことは、そういうことに決してつながっていかないというふうに思います。ぜひ、そういう意味では本当に熟年の職員の皆さんも、若い職員の皆さんも、この役場の将来、松島町の将来に希望が持てるようなものになるような給与の体系の見直しということをやってほしいということをお願いしながら、反対の答弁ということにさせていただきたいと思います。

終わります。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。おりませんか。

では、他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第87号職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第88号 松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び松島町地域活動支援センター条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第88号松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び松島町地域活動支援センター条例の一部改正についてを議題とします。

朗読説明が済んでおりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第88号松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び松島町地域活動支援センター条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第89号 塩釜地区消防事務組合理約の変更について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第89号塩釜地区消防事務組合理約の変更についてを議題とします。

朗読説明が済んでおりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ちょっとお伺いしたいのでありますが、直接この議案と関係ないのでありますが、宮城東部と環境はどうなっているのか、町長が副管理者でありますから、どんなふうになっていたのか、町長からお聞きをしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 他の広域行政区の関係で、答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この部分に関係するところがないという状況だと理解しています。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今、はっきり聞き取れなかったのでありますが、こういうふうな条文が宮城東部と環境にはないということですか。町長は副管理者だから、あなたは管理者会議のときにそういうふうな話があれば一緒に出しましょうやと、こういうような話にならなければいけないのではないかというふうなことでお聞きしているんですよ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 消防の場合には、障害者の認定等の事務、業務がありますので、こういった条文の改正が発生すると。ほかの分についてはないということでございます。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第89号塩釜地区消防事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第90号 字の区域に新たに画することについて

- 議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第90号字の区域に新たに画することについてを議題とします。

朗読説明が済んでおりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

- 16番（今野 章君） この議案に直接関係はないんですけども、今、隣の議員さんに聞いたんですが、竹谷字これはからす……、何と読むんですか。まずそこから。この資料の地図のちょうど真ん中の上の辺りについていて、何と読むんでしょうか。

- 議長（櫻井公一君） 土手外の下の土手の下の竹谷字何とか。阿部産業観光課長

- 産業観光課長（阿部礼子君） 読み方につきましては、「からすやなぎ」です。

- 議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

- 16番（今野 章君） わかりました。大体そんな読みかなとは思いつつわからなかったものから。

それで、こうやって新たに字の区域を画するというような場合に、古い地名がどんどんなくなっていくんですね。白萩だとか華園だとかですね。ああいったところで団地がつくられたりするとまたなくなっていくと。私の住んでいるところも華園ですけども、昔は二ノ矢とか、そんな地名もあったわけですね。

この古い地名というのは、やはり、それなりのいわれがあってついている地名だろうと、こんなふうに思うんですが、こういう地名がなくなっていくことについてどのようにお考えですか。

- 議長（櫻井公一君） 地名については、答弁、大橋町長。

- 町長（大橋健男君） 一般論と言いますか、私の感想からして、古い地名がなくなっていくのはやや残念であるなど、そういう感じはあります。

ただ、こういった公共事業等に関して変わるについては、やはり新たな、それを新しく使う方々の利便性とか、そういったものもありますので、必ずしも古い地名を全て残せというふ

うな話にはならないと思います。ただし、よくあります旭ヶ丘だとか緑ヶ丘とか、古い固有名詞的なものが消えて一般名詞的なものがついていくのについては、余り望ましくないなというふうには思っておりますので、意見を求められれば望ましくないなというような返答はするというふうには思います。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 先ほどから言いましたように、惜しいなという思いで若干いるんです。ですから、何とかこういう古い地名を残す方法はないのかなと思うんですが、そういう方法というのはないんでしょうか。

土手外という地名も元々あったんでしょうし、いろいろ広く区画でまとめてしまうという考え方もあるかと思うんですが、こういう地名をできるだけ残す方法もあるのではないかなという気がするんですが、方法はないんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 直接事業に携わっているわけではないので何とも言えないところがあるので、そういうことを前提にしてお聞きいただければと思いますが、古い地名をできるだけ残したほうが良いということはあるでしょうけれども、今言ったように、特に圃場整備だとか区画整理の場合は、全体をまとめて1つに大きくしてしまうところがありますので、小字とかその下があったときにどうしても統合されるところがあって、どれかをとらなければならぬというようないところがあったのかなというふうに私は、このケースでは理解するんですけれども。

しからば「烏柳」と使ったらよかったのではないかなというふうに言われますと、それもちよっと何とも言えないというふうな感想でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 私はせっかくの古い地名がねという思いだけなんですよ。本当にできればそういうのを残しておいたらいかがかなという思いだけなので、教育長さんなんかこの辺どんなふうにお考えでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 時代の趨勢によって字の区画が変わって、それが消滅するということは、ある意味ではやむを得ないところもあると思いますが、反面、それに対して我々がしなくてはならないのは歴史上の記録ないしは記述、これをしっかりと残すということが大事ではないかと。我々教育委員会の今後の施策の柱としても、文化財等の保存も無論のことです

けれども、教育と絡めて町民の意識に残していくということが大きなテーマになっておりますので、そうした今いただいたご質問も新しい課題というふうにとらえて考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 要望なんですけど、ありがとうございます。非常に歴史的なものとして残す努力というのが求められているのかなというふうに、私はそういう意味では本当に思います。教育長と同じように思っているんですけど、いわゆる戦前から今生活してきていらっしゃる方というのは非常に高齢になってきているわけですよね。多分、戦前の、昭和17、18年ごろにお生まれになった方はほとんど記憶がないでしょうから、それ以前に生まれた方ということになりますよね。そうしますと、80前後、以上の方がもうそういう戦前の記憶というものを残している方々ということになると思うんですね。そういう方々から、そういう地名も含めていろいろとお聞きをするという作業もぜひこの際やっていただきたいなど。いろんな面でやっていただいて、この松島の歴史を残していただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

終わります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、小池教育長。

○教育長（小池 満君） 直接関係はございませんけれども、子どもに対する本の読み聞かせとありますが、これは読んで聞かせて行う行為ですね。ソフトな政治の手法の一環というふうにも広くはとらえられると思います。今いただいたお話も、ソフト、余り財源に影響しない、財政に影響しないソフトな施策の可能性として考えてみる価値はあるというふうに今感じましたので、検討してみたいと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 図面とこの地番が示されているんですけど、どの田んぼがどの地番なのか。私もこの地域で田んぼをつくっているもので、自分の田んぼの地番がどれに当てはまるのか。こういう提示の仕方ではわからないと思います。改良区関係、あとこの地域の耕作者の方々にはどういう形でお示しするんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 今後のスケジュール等になってくるかと思いますが、来年2月に権利者会議というものが開かれる予定になっております。その権利者会議の中で詳

うなお話をしているんですが、字の区域はあなた方したんでしょう。地方自治法で定められたやつで、教育長、ああ言いながら残しておくようなお話なんですが、残しておくとなれば町長が残しておかなければならないんでしょう。だから、施行者と話をして、いいものであれば、これは残したいと、でなければ議会にかけられないと、こういうふうな強い意志を持たなければ残せるやつですから。町長、お間違いのないように行政を運営していただきたい。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。

他に質疑を受けます。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 字の区域を新たにすることですが、このことについて関連するわけだと思うんですが、今回のこの整備等については圃場整備事業であって優良農地になるということでしたところの字の改定だと思いますが、これによって町としては優良農地になるための家庭雑排水とか優良の排水の問題、それから、揚水等の問題についてはこれで解決できるんでしょうか、お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 一応、ここは地名変更だけのあれで来ていますので、質問をちょっと控えていただけますか。片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 関連として私が言ったわけです。これは圃場整備で優良農地になったためにこのように変わっていくわけですから、これに伴ってそのようなことも解決されたのですかと聞いているので、その辺をお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 優良農地の解釈の仕方なんですけれども、区画を整備すると。あとは揚水と排水を分離するということであって、住宅関係の生活雑排水がここに入る、入らないと、当然揚水関係はここであれば、どこのため池とかどこの川から持ってくるということなので、当然生活雑排水は入らないような農地の圃場整備の仕方と、そういう進め方で と、あと揚水排水の処理を計画して進めていくということでもあります。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第90号字の区域を新たに画することについては、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第91号 大郷町の公の施設の設置に関する協議について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第91号大郷町の公の施設の設置に関する協議についてを議題とします。

朗読説明が済んでおりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 新たに標識がふえるということで、若干お聞きをします。

この使用関係の中で、本町住民も大郷さんの条例に当てはまれば乗車できるという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 別に、どこの住民が乗ってだめだという規定はございませんので、松島の住民の方でも大郷に行く場合には乗れます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 条例をちょっと引っ張り出してみました。それで、大郷町内の区間であれば200円、それ以外であれば300円ということで、路線も調べたら8路線あって、松島にかかわる路線が3路線あるんですね。それで、時刻表も見たら結構本数、便が出ているので、使い勝手というか、高城南から愛宕駅方面ですかね。その時間帯に当てはまる方は使えるのかなと思います。

それで、その規定、条例を見ますと、300円以外で減免の部分がありますね。これも該当するのでしょうか、お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、今回、議案に上げているのは大郷町の公の施設ということで、停留所ということなので、大郷町のバスの運営の運行の仕方とか、そういう減免の中身とかは、今のところは危機管理課は持っておりますけれども、今回はあくまでも設置ということです。

ただ、大郷の町長さんが町長に面会して、その中で、先ほどの質問のように大郷町の町営バスの条例、運行に基づいて料金はいただいたりしますよと、乗れますよということであって、

減免の中身とかその解釈の仕方とかというのは、大郷町さんのほうの条例ということであって、答弁は差し控えたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第91号大郷町の公の施設の設置に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第92号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第92号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読説明が済んでおりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長、これだけ出して、議決を議会でするのに議決できると思いますか。面積もなければ何もないんですよ。何もなくてできると思いますか。あなたが議員なら、これですか。

そこで、倒壊家屋の自主撤去に関する取扱というのを出しているわけではありますが、これによりますと、中身に行きますと、契約書とか何とかを担当者からとれというふうなことがあるわけです。見積書とかですね。それから、完了後は町村の財務規則上の書類を出せと、こういうふうになっているわけです。そうしてきますと、私らこいつを見せられて何ぼが正しいのか、何ぼが不足しているのかというのがわからないわけですよ。いいですか。だから、そういうふうな資料を議長、出させてください。そうしないと、議会でわからないでしょう。何をやっているのか。

特に、このものについてはいいのか悪いのかわかりませんが、チラシが出ているわけですよ。チラシが出ているものですから、議会はそれを解明しておく必要があると。議決をするのでありますから。そういうふうだと思いますので、ひとつその資料の提出を求めてから議論に入りたい。こういうふうだと思いますので、議長から取り計らいをお願いしたいと、こういうふうだと思います。（「賛成」の声あり）

○議長（櫻井公一君） それでは、資料の提出ということでもありますので、提案等のまず考え方についてだけ答弁願えますか。いいですか、それであと資料ということになると思いますが、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ロイヤルホテルということで、確かに尾口議員言われるとおり、資料として、今実際、所有者は変わっています。前所有者から変わっているということでもありますので、今現在諮っている面積、1階、2階、3階までの面積求積図と、あと構造物とかそういう全体の面積とかそういうものを出すべきだったなということで、これは時間を多少いただきたいんですけども、提出したいと思います。

○議長（櫻井公一君） 議決事項でありますので、資料の提出を求められております。

資料の提出が必要と思いますので、ここで休憩を挟んでも構いませんがよろしいですか。尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 資料を出していただくときに、登記簿謄本、所有者とそれから事業者の登記簿謄本もとっていると思いますので、それも出していただかないと議論のしようがない。

○議長（櫻井公一君） それでは、その辺を考慮して議長として資料を求めたいと思います。

資料がそろいますまで、議員の皆様は控室でお待ちください。

暫時休憩といたします。

午前11時27分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

資料の説明に入ります前に、3番高橋辰郎議員が席に戻っておりますので、ご報告をいたします。

それでは、皆様方に今、資料を配布いたしました。資料の確認を局長からさせますので、よろしくをお願いします。局長。

○事務局長（櫻井一夫君） それでは、資料の確認をお願いしたいと思います。

最初に、現場調査票その2というものがついていると思います。一番上に多分あると思いますので、皆さんありますか。

続きまして、カラーのやつですね。松島字松本崎6番地の1というカラーコピーされたやつが入っていると思うんですが、これが2枚目。

それから、登記簿謄本の関係で、有限会社ネオビジョンというこういう2枚もののコピーが

入っていると思います。

最後に、松本崎6-1というところの添付事項の謄本が6ページにわたってあると思いますので、よろしく確認をお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） それでは、資料を今、配付いたしましたので、資料の説明を求めたいと思います。阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 大変申しわけございませんでした。

私のほうから資料の説明をさせていただきます。

まず初めに、カラー写真のものを見ていただきたいと思います。

建物の住所につきましては、松島字松本崎6番地の1でございます。解体箇所につきましては、ホテル、機械室、別棟で倉庫でございます。延べ床面積が3,139.91平米、基礎断面積が0.1371平米、構造につきましてはRC構造、基礎体積につきましては0.151立米/平米でございます。

作業方法でございますが、上屋部分につきましては、圧砕機・ハンドブレイカー使用併用で、基礎工事につきましては大型ブレイカー・ハンドブレイカー併用で実施してまいります。

ホテルのまず全景の写真でございます。

2枚目につきましても、裏から見たホテルの全景、正面部分でございます。

3枚目が別棟になりますが、倉庫の部分でございます。

4枚目も倉庫部分の写真となります。

次に、現場調査票その2を見ていただきたいと思います

この図面につきましては、町で委託契約しております設計業者が、現地調査をもとに面積を記したものでございまして、ちょっと見にくくなっておりますが、1階部分が1枚目でございます。

次に、2階部分が2枚目になってございます。

3枚目につきましては、3階、4階、5階が同面積でございまして、6階部分に小さく③と書かれている部分の面積を求積してございます。

続きまして、所有者の現在事項全部証明書になりますが、仙台市青葉区立町27番26号有限会社ネオビジョンの証明書でございます。

続きまして、登記簿謄本になりますが、松島字松本崎6-1の登記簿謄本でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ただいま資料の説明がありました。

ここで、今資料の説明がありましたけれども、すぐ質疑に入ってもよろしいでしょうか。それとも、ここで昼食休憩に入ってもよろしいでしょうか。（「賛成」の声あり）

それでは、ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開は13時といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第8、議案第92号工事請負契約の締結についての議題で会議を再開いたします。

質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 資料を出していただいたのでありますが、所有者はネオビジョンというところで間違いないですよね。この資料があるわけですから。

○議長（櫻井公一君） 済みません、尾口議員、スイッチを入れてください。

○9番（尾口慶悦君） そこで、この撤去は、全壊、半壊、一部損壊とこうあるわけですが、どれ以上が公費で撤去する基準に当てはまるんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 町では、半壊以上の建物を損壊家屋として認めて解体しております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） その撤去の申し込みはいつされたのかですね。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 平成23年10月14日に申請を受け付けしております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そして、うちのほうで半壊以上だと決定したのはいつで、どなたが行って見られて、その半壊以上だという判断をされたんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 非木造の建物でございますので、宮城県の県税事務所のほうにお願いいたしまして調査をしていただいております。

それで、11月1日に半壊以上ということがわかりましたので、町のほうで申込者に連絡をと

って、11月中に手続を完了するように指導しております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 県に依頼したのは依頼文書か何かあるんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 依頼文書はとっておりませんが、県との話し合いの中でお願いしております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 県にそんな口頭で「見てけろ」と、「いがすいがす」って県もやるんですか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） この震災は大規模だったもので、県だけではなくて、にかほ市とか応援部隊の職員も行って調査すると。基本的に調査の実施主体は松島町です。ただ、非木造に関しましては非木造の知識がないと、県のほうで評価していますので、県の職員も同席して松島町として判断しております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） その文書は町に残っているんですか。半壊になった、こういうふうなところが壊れているから半壊以上だと、こういうふうな判断をしたのは文書で残っていますか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 調査票そのものに調査結果が出ていますので、そのような文書はございません。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あるんですね。（「はい、あります」の声あり）国で出している、環境省で出している資料からいきますと、土地家屋調査士とか、そういうふうな方に専門的なものを見てもらって判断をなさいと、こうなっているわけでありますが、県税事務所にしたのはここだけですか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 非木造全部でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

- 9番（尾口慶悦君） それは、単に「非木造皆やってください」と、「いがすいがす」と、こういうふうなことになったんですか。
- 議長（櫻井公一君） 館山財務課長。
- 財務課長（館山 滋君） 被害棟数が多かったものですから、町のほうとして調査依頼というのが来ます。その中で、県税の方これだけではなくて実際の受付とかにも来てくれましたので、そこの中で協議しながら、非木造に関しては県税の協力を得るということで、了解のもとで行っております。
- 議長（櫻井公一君） 尾口議員。
- 9番（尾口慶悦君） それは、当事者間でのただ話し合いで、文書も何も残っていないと、こういうふうなことでいいんですか。
- 議長（櫻井公一君） 館山財務課長。
- 財務課長（館山 滋君） そのとおりです。文書の取り交わしはしておりません。当事者間での話ということでございます。
- 議長（櫻井公一君） 尾口議員。
- 9番（尾口慶悦君） 町で東日本大震災に係る損壊家屋等の解体撤去実施要項、こういうのを出しているんですが、この平成23年10月14日に出た段階ではそういうふうなのはなかったんですか。
- 議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。
- 危機管理監（阿部祐一君） 町で実施要項を作成しまして、それに基づきまして解体を行っております。
- 議長（櫻井公一君） 尾口議員。
- 9番（尾口慶悦君） そうすると、これも解体家屋とはこういうもので、罹災証明書を出して調査判定の結果が出たやつだと、こういうようなことになっているわけですが、文書として処理されて、こういうふうなものと一緒に添付されているんですか。
- 議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。
- 危機管理監（阿部祐一君） 県税からの診断書はございます。
- 議長（櫻井公一君） 尾口議員。
- 9番（尾口慶悦君） そこで町が判断したんでしょう。だから、町の判断は半壊なら半壊だ、全壊なら全壊だというふうな罹災証明書は本人に出しているわけですか。
- 議長（櫻井公一君） 罹災証明書を出しているか。阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 本人には申請の結果を通知しております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 罹災証明書を発行して、うちのほうではそれを添付しなさいと、こうしているわけでしょう。添付しなさいとしているわけでしょう。だから、それもネオビジョンに交付していますかと、こう聞いているわけです。

○議長（櫻井公一君） 罹災証明書を交付しているかということなんだけれども。阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 罹災証明は出ておりますので、それにつきましては申請者のほうに交付しておりますして、それを控えとしてうちのほうでは綴じております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 申請されたものをくっつけなさいと、こういうふうに言っているわけでしょう、一般の人たちには。だから、くっつけて出されたんですかと聞いているわけです。

○議長（櫻井公一君） 罹災証明書を添付したのかということ。阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 本人の申込書に合わせて被災証明書を添付して申請しております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、この何で、解体する業者と処理費用についての説明を求めると、こういうふうになっているわけでありますが、そういうふうな説明を求めたんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 業者の決定につきましては、所有者が平成24年2月の段階で東洋環境開発ということで、今回の契約業者でございますが、そちらにお願いするということで担当者を伴って来たのが、8月になってから書類を持ってきております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 平成24年8月ですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監、答弁。

○危機管理監（阿部祐一君） 8月20日に代理人から電話がございまして、実際の申請につきましては9月4日でございます。平成24年でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君）　ここでは町長が、町長という表現はないのでありますが、「緊急やむを得ないものと判断したときに」と、こうなっているわけでありましたが、この何は緊急やむを得ないと判断をしたわけですか、町長。

○議長（櫻井公一君）　答弁、阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君）　建物の半壊以上の判定を受けておりますし、景観上、そして何よりも防災上、防犯上にあの建物が残っていると危険だと判断いたしました。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君）　尾口議員。

○9番（尾口慶悦君）　防犯は直接関係ないわけですよ。この建物は防犯は全く関係ないです。だから、緊急やむを得ない、この建物を早く壊さなければひっくり返ってくるとか、そういうふうな判断をすると、こういうようなことでありますから、ただ防犯上、防犯ってあそこは閉鎖されていますよね。前々からあそこは人が入ってきて危険だよと、だから「早く取り壊してくれろ」と、こういうふうな話があったわけでありましたが、行政側にはそれが来ていませんか。

○議長（櫻井公一君）　阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君）　近隣の住民の方からは、若い方々のたまり場になっていると。そのような建物については防犯上も危険であるから壊してくださいというお話はございます。

そして、今回の地震でかなりの被害を受けましたので、危険と判断しまして、町のほうでは申請を受け付けております。

○議長（櫻井公一君）　尾口議員。

○9番（尾口慶悦君）　だから、危険と判断した材料は提出できませんか。どこのところがどういふふうになったから危険だと。それで半壊だとか、全壊なのかどうかわかりません。大規模半壊なのかどうかわかりませんが、そういうふうな判断した材料がないと、特にこういうふうなチラシが出ていますと、みんな疑問に思っているわけですよ。それを全く議会は何もしないで、町長出したんだからいいやいいやと、これでは議会の立場もなくなるわけでありまして。その意味で私は質問しているわけでありまして、余り他意はないんです。だから、その辺は何か一物を持ってというふうなことではないので、十分そこは理解して答弁してください。

○議長（櫻井公一君）　高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　先ほど危機管理監の中で一部訂正があります。このQ&Aの中でも業

者が同行ということで、最初は平成24年2月23日にここの東洋環境開発さんが同行されております。平成24年2月23日です。

あと、半壊の判定は、木造であれば町の職員ということでけれども、今回は非木造ということで、家屋調査の場合も県税に非木造をやってもらって、町がということで、県税の不動産所得税とかお互いやりとりしていると、そういう流れの中で、今回の半壊の判定も、町もとして県税が立ち会い、県税と町で調査をしたということで、これの被害調査認定調査票、これは別に出しても構わないということで、今すぐコピーを出したいと思います。

○9番（尾口慶悦君） それが出てからまた質問させていただきます。

○議長（櫻井公一君） それでは、すぐ資料出せますか。（「はい」の声あり）じゃちょっと資料を出しますのでお待ちください。

会議を再開いたします。

資料の配布漏れございませんか。（「なし」の声あり）

会議を再開いたします。質疑を受けます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これを見てもぎりぎりぎり半壊になっているんですね。

ここでですが、建物の中に平成24年8月20日に申請がなされているわけでありますが、その前に、平成23年中に本人から申請が出ていると、こういうようなことになっているわけでありますが、ここの不動産の経過を見ますと、平成24年8月22日、町が差し押さえしているんですよ、町長。だめになったという建物に、だめになったという建物で町は決めているわけでしょう。これなのに、差し押さえ、平成24年8月20日と22日ですか。松島町が差し押さえをしているわけですよ。これは町長どうですか。町長も徴税吏員でしょう。

町長は見ないで、今になってから見ているんですか、こういうの。あなたが答えなければならぬいんでしょう、本当は。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） これは滞納していましたので、特別滞納整理として連絡がとれませんでしたので、まずは差し押さえをしたということであります。

それで、この物件に関しましては、松島町で前に公売もしたことがありまして、実質的に建物は価値なしという状態で、どちらかと言いますと、建物があるために不動産全体、土地も含まれますので、不動産全体の価値が下がるというような建物でありました。ただ、松島町で一旦差し押さえはしました。しかし、当然に解体するためには町の同意が必要になりますの

で、先ほど言いました価値判断ということで、平成24年8月28日に解体の同意をしております。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 平成24年の、平成23年に出て、役場で評価をしているんですよ。県税事務所、財務課長のほうで県税事務所しているかということで、「取り壊して評価をしてください」と言っていて、そして集まったところで半壊と決めたわけでしょう。これに町がね、町長、8月2日に差し押さえ、8月22日に参加差し押さえしているんですよ。24日に要らないよと、おらほで債権持っているんだけども要らないよと、こういうふうになるとおかしくないですか。だから、こういうふうな文書が出てくるんだと思うんですよ。私は、前もってこの謄本も見ているわけではありますが、この建物、平成13年にいなくなって、平成15年に競売したときに100万円単位の評価なんですよ。土地も含めてですよ。土地はかなりの面積、2,000何平米もあるんですが、これを含めて100万円単位の2,611.58平米です、土地は。それを含めて100万円単位の予定価格なんですよ。

ということは、既に建物としての価値を失っているんだと。災害でないんですよ。災害の前の平成15年ですから。そして落札させているんですよ。町は1回差し押さえ、当然落札しましたので、皆ちゃらにされるわけですが、競合したときには競売すれば、もう真っ白になると、こういうようなことでありますが、その後の経過を見ても、今度はその人が落札した、また高い抵当権を入れて、金を借りて、そして次にもまた競売を受けて、またちゃらになっているんですよ。こういうような経過を見たら、慎重にならざるを得ない建物だったのではないかと、慎重にやったんだけどもね。慎重にやったんだけども、慎重にならざるを得ない建物だったのではないか。災害でなくてなっているわけですから、こういうのは。そして、100万円単位で出たと。今度はちゃらになりましたから、2,600何平米、全然何もなくなるわけですから、真っ白の土地になる。そうすると何千万円で売れると、こういうようなことになるわけです。そういうふうになってきますと、行政は民間のそういうふうなものに肩入れしているのではないだろうか、こんなふうに見られても仕方がないのではないかなと、こう思うわけでありませう。

町長、しっかりしてもらわないと困るわけですよ、こういうものは。だから、こういうような文書が出るんですよ。いいですか。文書は丸つきり勝手に出している文書だから、そんなものは関係ないのでありますが。

そして、この土地の所有者、役員に関する事項の代表者の住所のところに建物が無いと言うんです、この代表者の建物。そんなことまで言っている人がいるわけです。私はどうでもいいのでありますが、今度のこれにも直接関係はないと思います。そういうふうなことを言っている人もいるわけです。だから、疑問に思っています。どんどん疑問を呈するようなやり方をしているのではないですか。こういうなのはどう答えるんですか。

そして、差し押さえしたのを解除する。ちゃらになるわけですから、町に税金入ってくるんですか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 解体と差し押さえは別行為とひとつ理解していただきたいと思いますが。滞納したがゆえに差し押さえが入ると。ただ、その物件は町として見れば価値のない財産でありますので、解体をしたいという旨の申し出がありましたので、その件に関しては同意しております。

当然に、建物がなければ土地の価格は上がります。それで、これは登記簿、お手元に渡しているのは建物だけですけれども、土地も差し押さえは入れています。当然に、そこに何らかの動きがあれば、納税のほうにつながっていくだろうというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 確かに、差し押さえと解体は丸っきり別のものであります。これは私もわかるのでありますが、ただ、同じ町長ですから、解体させるのも町長ですから。解体してもらうほうも町長ですから、差し押さえするほうも。町長はこれを見て、同じ8月ですよ。徴税吏員だから町長のところまで決済が行くわけでしょう、これは。同じ徴税吏員だから。町長も徴税吏員になっているわけでしょう、地方税法上の。

そうすると、町長は片一方は「いいいい、差し押さえしていい」と、あと片一方は「解除しなさい」と、こんなばかな話ありますか。だれが考えたっておかしいと思うんです。おかしいからこういうふうなものになるのではないかと、こう思うわけですが、それは議員の皆さんの判断で最終的にはこれを可とするのか否とするのかは別にして、この額は、そうするとどこで算定した額なんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 町で委託契約している設計コンサルタント会社で設計額を算出しております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

- 9番(尾口慶悦君) これを見ますと、見積もりをして協議をなさないと。そうすると、出された額はこの額よりも多かったですか。
- 議長(櫻井公一君) 阿部危機管理監。
- 危機管理監(阿部祐一君) 見積額は、町で徴収した設計組んだ額よりは高くなっております。以上でございます。
- 議長(櫻井公一君) 尾口議員。
- 9番(尾口慶悦君) これはその額そのままですか。これからいくと、国の環境省の解体工事費の算定基礎、算定基準、これがあって公開しているわけでしょう、これは。だから、どなたでも解体の何を見るわけです。そうすると。それ以上はおかしいから言いませんが、これ以上の額で出てくるといって自体がおかしいわけです。本当から言うと。同じものを使って、実際にそれ以下になっているのもあるわけでしょう。役場で解体させたのも、業者が見積もった額よりも役場のほうが高いと。業者の見積もりが安いと、こういうのもかなりあったわけでしょう。どうなんですか。
- 議長(櫻井公一君) 高平副町長。
- 副町長(高平功悦君) 実際、木造とか条件によって、尾口議員が持っているあの環境省の指針がありますけれども、それに基づいて町は設計しております。木造なんかは、実際にうちのほうが100の設計ですけれども、80とか70で、その下のほうでやっている。
- 今回の場合は、おくれた原因はいろいろありますけれども、その中で、アスベストが見つかったということで、このアスベストの積算の仕方をどうしたらいいかということで環境省とも話をして、それは、尾口議員が持っているあそこの中に入っていないということで、うちのほうは建設物価とかああいうものを積算のもとにして積算したということで、ある程度差が生まれたということで、あと先月の11日ですか、県の震災廃棄物対策課のほうから電話がありました。県民か業者かわからないですけれども、これと同じ議案書を持ってきた人がいたと。丸っきり同じ議案書を持ってきて、この契約の仕方がおかしいのではないかということが聞かれたそうです。町としてはでなくて県としてはこれは県とも情報をやっていますから、これはいいですよと、こういう特例の仕方がありますよということで、県から連絡が来ました。ただ、町と同じ議案書を持っているので、どうなんですかということは問い合わせがあったんですけれども、うちのほうではそれはどうのこうのは関係ないんですけれども、そういう契約の仕方があると。金額も、うちのほうはアスベストの数値が違って、大気汚染が上回っていたというところがございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 確かにアスベストは載っていません、この基準にね。この基準を見ますと載っていないわけですが、そこで、この業者そのものを今度は解体業者です。解体業者は施工能力がある業者ですか。

この業者は、入札をかけるにしても、町が発注するにしても、国の基準にのっとりなさいよと、こういうふうに言っているわけでしょう、これ。その判断はしたんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 今回の件につきましては、所有者が直接お願いした業者だということですが、たまたま町のほうでも東洋環境開発のほうには災害廃棄物の処理をお願いしております、今回の業務を足る業者だと判定しております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、能力は資格者だと、こういうふう判断していいんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） そのとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、この撤去解体に関する実施要項、これは、私は後からのやつしか持っていないのでありますが、前のやつはいつ交付してどんなふうになっているのかというようなことがわからないわけですが、結局、平成23年10月に申し込みをされているわけでありませぬ。そうすると、これは平成24年のやつしか私は持っていないのでありますが、平成23年はいつこの要項をつくられて、適用はいつまでなんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今、危機管理課のほうで要項は下のほうにありますけれども、追加募集して、改めてこの尾口議員が持っている平成24年6月13日施工からするというので、今回がありますけれども、その前段は、1回締切が終わりますよということで、平成23年度にも同じ要項をつくっております。それで、環境省のほうで追加募集もいいよということで、改めて日にちとかを直して、申請日、申請受付期間、平成23年のときは10月に締め切りしましたということがありますがけれども、その要項を改めて最初につくったと。今回が追加申請がいいよということで国に認められて、今、尾口議員が持っている要項を改めてつくったということです。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 私も、何月で終わりだよ、何月で終わりだよと、よく役場の職員から聞くわけですが、この環境省で出しているやつには平成23年の何月で終わりだよというふうな記述の指定がないわけですね。ないんですよ。だから、それを何月何日で終わりですよと、こういうようなことを言っているわけですが、そういうふうなことを言うことがいいのかなと私は思って、これまで余りチラシが出るまで関心を持たないでいたので申しわけないのでありますが、このチラシが出てから、皆取り寄せてみました。そして、内容を見ましたら、そういうふうな記述は1回もないと、全然出ていないと、こういうようなことですので、一般の家屋の人たちはこういうふうな内容がわからないのではないかと。「役場に行ったらばこういうふうにしろと言われたからこうしたん」だと、こういうような人たちが多いわけでしょう、まず。これ、たまたまこの旧ロイヤルホテルだけがこういうふうな条項があったんですよと。だからこれでやったんですよと。これは業者から教えられたんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず初めに、環境省で損壊家屋の解体、町でやる場合いつまでというのは確かに載っていません。ただ、それは地域によって違うということで、松島町は前任者のほうから環境省のほうに言われました。

松島町は面的被害がないので10月で締め切って、あとは解体してほしいと。面的被害があるところはそれ以降もということで、自治体によっては違いますけれども、それは町の判断でいつまで締め切って終わりたいということではなくて、これはあくまでも国から、環境省からの指導で締め切って、1回目は終わったと。その後、追加募集していますけれども、これは実際なぜなったかと言うと、ある大臣がある程度期間を延ばすべきだということがあって、要するにこの震災関係の大臣が延ばすべきだということで、今回改めて、あのときは終わりですよと言いましたけれども、追加募集になったということです。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 平成23年の5月23日、我々に今添付されたやつですね。宮城県震災廃棄物処理チームが出した文書、こういうふうなものの考え方はうちのほうの何には載っていないわけですね。これはだからおかしいのではないですか。平成23年に出ているんですよ、これも。それなのに、その後に出た町の要項が、こういうようなものを踏襲していないと。そこらにも疑問を持たれる要因があるのではないのかなというふうに思うわけですが、

いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 確かに、平成23年5月23日には取り扱いについての要項、国の考え方が示されております。町のほうでも、個人の方から相談があった場合には、解体の終わった建物でもこういう形で適用になりますので、町のほうに申請していただければなりますよということでは、相談の段階では皆周知させていただいております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 解体の終わったやつはそういうふう処理していいというのはこれにあるんですよ、環境省から示しているのに。自分でしてしまったやつは後からでもいいですよ。だけれども、今からやるやつは、このところにあるんですが、入札の規定にのっとって、そして少しでも安く立派なものをするようにと、こういうふうなものがあるわけでしょう。終わってしまったのは現状写真つけて、建物の取り扱いさえしてもらえば撤去したやつでもいいですよと、わかればですね。それは、指針はうんと早く出ているんですよ。平成23年5月2日に出ているんですよ、その指針は。

だから、そういうふうなことから言うと、災害だから仕方ないんだと、こういうふうなことになるんだと思うんですが、まちまちな取り扱いをしている。さらに、これもどうだかわからないので、噂で話をしてはだめなんだと思うのでありますが、大物の方が介在しているのではないかと、こんな噂も飛んでいるわけですよ。だから、そういうものも解明しなければならぬというふうなこともあって、私質問したわけです。私はそういうふうなことはないものだと思っているわけですね。それを解明しておく必要があると、こういうふう判断をして質問をしたわけでありましたが、何だかすっきりしないので、終わるんですが、そんなことがありました。

以上であります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 何かやりとりを聞いていて私もすっきりしない。だから、自分ですっきりしたいので、単純な質問をしますから、単純にお答えいただきたいと思います。確認の意味ですから。

この一連の流れの中で、町の持ち出し金はゼロと理解していいですか。まずこのことを1つ。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 町の負担金はゼロです。

○議長（櫻井公一君） 辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 解体は、もう所有者の意向も踏まえて随意契約した。金額から言って、入札をやろうと思えばやれたわけですか。いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 所有者が自主撤去をしたいと、自分が知っている業者で頼みたいということなので、それはできませんでした。できないと。それも認められる、今回は淡路大震災、東日本大震災、特例で認められる案件です。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 特例でということでした。でも、入札しようと思えばできるようなニュアンスが中に入っていますが、できましたか、できませんでしたか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 町で入札はできません。（「はい、いいです」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかにありますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。もう一度起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第92号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第93号 平成24年度松島町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第93号平成24年度松島町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

朗読説明が済んでおりますので、質疑に入ります。質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、提出いただいている資料の中からちょっとよくわからないところをお聞きしたいと思います。

まず初めに、資料の4番、自分つけた番号ですけれども、本郷地区防災広場整備事業ですね。

この関係なんですが、整備の内容として公園設備、それから整地舗装、休憩施設、照明、トイレ、遊具等と、こういう予定だということなんですが、休憩施設というのはどういった形のを想定しているのか、ちょっとイメージが沸きませんので、全体としてこの事業内容の考え方を話していただけだと思います。

それから、その後のできた施設の管理等についてはどうなるのかということについても伺いをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回、本郷地区の防災広場整備事業ということで、今質問のあったとおり、ここに公園設備としまして休憩所ということでございますけれども、ベンチとかそういう形で、災害以外にも町民の方がそこで休憩できるような感じの休憩施設を考えております。

あと、これにつきましては、整備後は町のほうで管理ということでなると思います。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） もうちょっと大きい声でお話いただくと聞こえるんですけども、余りよく聞こえなかったんですけども、要するに、休憩施設というのはベンチ等であって、その他何か建物ということではないのかどうかですね。そこだけお願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 建物としましてはトイレを予定しておりまして、町民の方がそこで休めるような建物ということではございません。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） その次の三十刈の駐車場ですか。これは当初、瑞巖寺裏に舗装していたものということなので、当初は駐車場、それから備蓄倉庫なども考えるという話で進んでいたような気がするんですが、その辺については変更はないのかどうかですね。その辺の内容についてお聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 当初の予定どおりに進めるということで、現在推進させていただいております。

○議長（櫻井公一君） 当初の予定というのを言ってくれますか。傍聴者の人がわからないから、

予定もちゃんと言ってください。

○震災復興対策監（小松良一君） 備蓄倉庫の件ですけれども、備蓄倉庫の計画もこちらのほうに移すということで進めさせていただいております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうしますと、先ほども本郷のやつで、あそこは公園になるわけですが、こういったところも避難してくるということを考えると、避難した際の備蓄倉庫だけでなく、ベンチとか、そういうものがあったもいいのかなという気がするんですが、その辺の設備というのはどういうふうになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） その辺の詳細につきましては、これからの設計ということになりますので、その設計の中でいろいろ復興庁との確認事項も出てまいりますけれども、可能性は追及してまいりたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） これから設計の中で調査して、可能性を追求するということなんですが、当初からそういう構想を持って設計もしないと、入ってこないのではないかと思うんですよ。ですから、ぜひともまだ予算の段階でしょうから、その辺のことも含めて、やはり避難するという施設でつくるわけですから、ただ単に駐車場にしてそこに備蓄倉庫を置くということではないものにしていかないと、私はだめなのではないかと思うので、ぜひそういったものも構想の中に入れて、この事業を発注する際には行っていただきたいというふうに思います。

これは、その他の部分についても同じことが言えるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、次、安全・安心のまちづくりですか。基盤整備事業の石田沢ですが、ここのところではちょうど町道赤沼線の湯の原線のところの十字路の交差点に来る部分になるわけですが、こういう避難所をつくるということで、いわゆる道路の改良等も含めて行われるのかどうかですね。右左折レーンのようなものができたりとか、避難所との関係でそういう道路がどういうふうになっていくのかということをお聞きをしたいということでもあります。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 石田沢地区につきましては、県道から利府方面から来て、直接石田沢の今回の避難所に入るということで、その部分については左折レーンと言いますか、入る部分を一応設けると。ただ、今の勾配を緩くするか広げるのかという部分についてはちょ

っと触れられませんので入る部分については右折レーン含めて、こちらから行って右折レーンと、仙台・利府から来て左折レーンと言いますか、そういった部分では設計を入れたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。震災復興関係ということで考えればそういうことになるのかなとは思いますが、全体として初原に抜ける道路も今年度末で完成するということになりますと、通行量等々もふえるのかなというふうに思っているわけです。そうしますと、海岸のほうから上っていく、左折するとか、こういった関係のものも若干出てくるのかなと。そうすると、やはり右折レーンも含めて、交差点の改良というものも含めて、私は考えたほうがいいのではないかと思ったものですから、そういう関係も含めて、この事業の中に飲み込んでいくというか、そういうことはできないのかどうかですね。いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今回は避難施設のための誘導という形ですので、言わんとするのはわかりますけれども、せっかくなので全部設計入れて交差点そのものを改良してやったらいいのではないかという部分はあると思いますけれども、今回は避難施設までの誘導というだけの右折レーン、左折レーンという形になろうかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 突き詰めれば、突き詰めればと言うか、事務方では今の課長のような答弁になるわけですがけれども、私としては、この際だからということで避難所をつくりますよと。できるだけ広い避難所と。そして、道路もいわゆる長老坂の氷道路みたいな話になりますので、最初に言っていたんですけれども、そっち側に回してくれないかと。日の当たるように回してくれないかという話もしたんですが、県ではなかなかそういった話も受けてはもらえないわけですがけれども、今すぐはですね。そういったものも含めて、できるだけ今の状況が道路としても、それから駐車スペースとしても改善できるような施設にしていきたいですし、また、行楽シーズン、観光客ピーク時にはあの辺の道路が大変渋滞しますので、必要な、例えばトイレであったりとか、そういったものの調節をするとか、そういったものを含めて、ここの場合はトータルに考えていきたいというふうには思っています。

ただ、現状として、今、交付金で認められている部分の面積とかっていうのも余り大した、そんなに今言ったような話を満たすような面積ではありませんので、これからどこまで要望していった認められるのかというのが残っているとは思っています。理想形としては今言ったよ

うな話だと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 避難道路ということで、長老坂を含めて考えますと、やはり、例えば地震が発生した、津波が来るかもしれないということになれば、松島海岸にいる車が一齐にあの道路を駆け上るわけですよ。そうしますと、右折で詰まってしまうと、あとは上れないと、こういう状況になることは目に見えるわけなので、ぜひ右折のレーンも含めて、本当に渋滞が生じにくい、生じないようにというのは難しいと思うので、生じにくい形状にしていこうということが、せっかくつくるわけですから、そういうことも考えてつくっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、次に、手樽富山線の関係の道路の関係なんです、これは奥松島公園線からアイランドの前を通過して、ずっと名籠の方面、それから早川、富山とこういうふうに戻ってくる道路、全体避難道路としての整備をするということなんです、これは幅員については、ほかのやつには書いてあるやつもあるんですが、幅員の記載はないんですね。ですから、ほかのやつは全体として6メートルの幅員をとるという考え方に立っているんですが、6メートルの幅員の確保はできないという場所もあるということで記載をしていないのかどうかわかりませんが、その道路の幅員等々についてどんなふうを考えているのかということですね。

それから、アイランドの前などはかなり道路そのものが沈下をしているんですが、そういう道路のかさ上げというのはどの程度されるのかということについてお伺いしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的に6メートル以上ということで、6メートルでは考えております。

それから、今、県道から入って行ってアイランドの前からずっと抜けた後の富山駅前、それからまた県道まで抜ける部分ですね。その部分については2車線と片側歩道ということで考えております。

あと残りの部分ですね、名籠の漁港に行く分、大浜に行く分、そちらについては6メートルで考えているというところでございます。

それから、アイランドの前でありますけれども、今高さの関係が出ましたけれども、アイランドの前については、一応、現状のままでということでは考えております。

ただ、排水については整備したいというふうには考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） アイランドのところ、かなり沈み込んでいるように見えるんですね。以前と比べてもですね。そうすると、雨が降ったり何だりすると道路冠水が生じて走れないというようなことも想定できるのかななんて思ったりしたものですから、ある程度のかき上げをするということがどうしても必要なのではないかと思いますので、ぜひそういう冠水などが起きないように道路をつくってほしいというふうをお願いをしておきたいと思います。

それから、全体として6メートルの幅員の道路をつくると、こういうことなので、大分崖地等削り取らないとだめなのかなと思うような箇所があるわけなんですけど、これは文化庁との関係では震災で大丈夫なんだろうけれども、その辺の調整というのはいま行くのかどうかですね。その辺、お聞かせをいただきたいということと、こういうの出てるんだよと今前の尾口議員から言われたんですが、詳しい資料をいただいている人はいただいているようなんですが、もらいに行かないのが悪いんだと思うんですが……

○議長（櫻井公一君） 前の議会で出ている。設計予算のとき。

○16番（今野 章君） わかりました。前にいただいているんですか。済みません。私ちょっと見たような記憶がなかったものですから。

では、その最初の部分だけお答えください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傅君） 文化財のほうは震災に係る分ということで、特例ではないですけども、基本的には一応認めていただけるというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 文化財、認めていただけるとのことです。今野議員。

○16番（今野 章君） 次は、高城松島線、この関係ですね。これは第2常任委員会に付託をされました陳情第5号ですか、これとの関連もあるということの中身になるかと思うんですが、その前に、この中にある、仮称ですね、町道松島海岸通り線というのがあるんですが、これは松島漁協の前から福浦橋方面に抜けていくあの道路を含んだ路線なのかどうかですね。

であるとすれば、いわゆる漁港から福浦橋に至るところの道路というのは、かなり地震の際に危険箇所というようなこともあったかと思うんですが、この辺の手当てはまずどういうふうにするのかというところを最初にお聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傅君） 仮称町道松島海岸通り線という部分のご指摘のとおりでございます。

それから、福浦橋から漁港、漁組のカキ処理場の前までにつきましては、のり面がかなり危

ないという部分では、今回もですけれども、ボーリングを入れて調査をしたいということで、のり面保護まで一応考えていこうという考え方でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） それでは、陳情関連であります。高城松島線になるわけでありましたが、陳情では幅員6メートルを確保してほしいということになっております。6メートル確保と言いますと、まず、45号線からの入口のところの狭さの解消というのがまず最初に頭に浮かぶんですが、その辺、全体としてこの6メートル幅員の確保が可能なかどうかですね。かなり、一部住居等にもかかる部分も出てきたりするのではないかと思うんですが、その辺の見通しについてお聞かせをいただきたいということと、それから、陳情書の中では、地下埋設による電柱の撤去と、こういう内容もございました。それから、寺町構想に示されている瑞巖寺までのところの石畳というようなお話も載ってございました。全体としてそういう陳情が出ているわけで、当然町にも出ているかとは思いますが、どのような考え方でいるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず、6メートルになりますけれども、基本的には全体の整備を6メートルでということで、車道幅員が4メートル、それから路肩がそれぞれ1メートルというふうに考えておまして、これらはやはり地元の協力をいただかないと6メートルまでは広がらないということでございます。10センチでも50センチでも、1メートルでも2メートルでも、かかる方が必ずいらっしゃいますので、それはこれから説明会をしていきますので、その中で地元の協力を得られればそういった協力に基づいて広がっていくということになるかと思っておりますので、ご協力をお願いしたいというふうに考えております。

それから、地下埋設につきましては、6メートルをできるだけ広げてほしいといった部分がございます。地下埋設につきましては、NTT電力さん、これまで裏側配線とか、話し合いをしてきた中では非常に困難だというふうな話を受けていますので、地下埋設はちょっと難しいだろうというふうに考えております。それで、電柱は路肩ぎりぎり、端っこに寄せるかあるいは民地に入れさせてもらおうといった中で、6メートルを確保できるかどうかという形になるかと思っております。

それから、石畳の部分につきましては、今、景観の説明会をいろいろとしていますけれども、景観のほうである程度こういった形ということでの計画が決まれば、それに見合った整備は一応復興庁のこの整備の中でもいいだろうという話は内々的に受けておまして、そういった

形がまとまっていけば、その方向で一応考えられるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 1つはまず石畳ですが、それに見合ったというのは石畳になるということなのか、見合ったというのはどの程度のことなのか、私悩みますので、もう少しその辺詳しくお話しいただきたいなと思います。

それから、電柱の地下埋設なんです、内町線のところではなかなか話し合いが成功しなかったということも含めてあるんだとは思いますが、水主町は水主町で、また住民の方々の考え方が違うのかもしれないなと思ったりもするところがあるんですが、あきらめないで、陳情書にもこうありますし、せっかく瑞巖寺周辺を寺町構想という形で構想しているわけですので、あきらめないで今後取り組んでおいたらいいのではないかなという気はするんです。埋設すれば、これは金はまた一方でかかるんだろうなとは思いますが、復興という中でそういう意味でお金の問題もあって、そこまではということなのか、その辺についてももう1回お聞きをしておきたい。

それから、これから住民の方々に対する説明会を行うと、こういうことなんです、説明会というのは大体いつごろになりそうな予定なのか、その辺も含めてお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 3点について。大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、石畳と言いますか、石での舗装については、前からこの部分については、寺町構想の中でも位置づけているところもありますので、最低でも単なる黒いアスファルト舗装ではなくて、ある程度、景観的によいものというふうなことを考えていたわけですが、先ほど課長が話したように、復興事業の中でもやれそうだとということでございますので、どういった石畳になるかはまだ決めてはいませんが、単なるアスファルト舗装ではないものということで水準を上げていきたいというふうに思っています。

それと、電線の地下埋設なんです、これは金の面もありますけれども、構造的に車道部分にそういったものを入れると破損するおそれが高いし、また維持管理上も車の通っている中で維持管理というふうな話になりますので、基本的には歩道の下にしか入れられないよと、これも道路管理者、国とか県の道路管理者も含めて、そういった話になっておりまして、地下に埋めるのは難しいなということで考えています。

そうすると、次は電線を宅地内に建てさせていただいて、道路上の障害を少なくする。または景観上の障害を少なくするというところでございますので、景観の話し合いの中で地元の

方々に納得いっていただけるような話をしていきたいと。

当然ですけれども、役場が頼むからじゃという話ではなくて、地元として我々がやっていかななくてはならないんだよねという、そういう意識を持っていただけるような、そういうやり方をしていきたいというふうに思っています。

あとは、今後、地元の話し合いについては……

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 話し合い、説明会になりますけれども、成果が上がっていき次第、2月ごろか3月ごろかということで、年度内には必ずやっていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員の質問が継続しておりますけれども、ここで一旦休憩を挟みたいと思います。よろしいですか。

それでは休憩をとりたいと思います。再開を2時20分といたします。

午後 2時05分 休 憩

午後 2時20分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

今野 章議員、質疑を受けます。

○16番（今野 章君） 高城松島線の関係ですね。大体わかってきたんですが、要は、あとは6メートルにきちんとできるのかどうかと、住民の理解を得られるかどうかということが鍵になってくるのかなというふうに思います。

ただ、あそこ、45号線から瑞巖寺に入っていくあの通りですね。かなり、家そのものを建てかえているという方々も多いですし、そういう意味ではなかなか厳しい側面もあるのかなという感じもします。その分、若干後ろに下がって建てているという方もいるかなとは思いますが、ぜひ住民の理解、やはりこれは松島の景観を何とかしなくちゃいけないと、松島の観光地をみんなでつくろうと、そういう気持ちをどう醸成してもらおうのかということに、町長もさっき言っていましたけれども、かかっているかというふうに私も思います。そういう点では、ぜひ今回の道路整備が成功するようにお願いをしておきたいなというふうに思います。

ただ、それからその先ですよ。今度、瑞巖寺のほうに行く道路から分かれて蛇ヶ崎方面に抜けていく。こちらのほうもかなり局部狭い箇所があるということで、この辺の用地の、建

物にかかるだけではなくて、新富亭さんの社員寮ですか、あそこののりの問題も含めて解決しなければならない問題があるかなと思いますし、個人のお宅ののり面にかかる場所やなんかもありますし、ぜひ6メートルがきちんと確保できるように、結構、あの新富亭のホテルから歩いて瑞巖寺方面に向かう方々も朝夕いるんですよ。ですから、そういう方々の歩く安全、こういう問題を解消する上でも避難道路というだけじゃなくていいものになるなと思いますので、ぜひ6メートルしっかりと確保できるようにご努力をお願いをしておきたいと思います。この問題はこれで終わります。

次は、上竹谷高城線なんですけど、これは図面をいただいて見て、言ってみれば、道路の新設のようなことも考えておられるんだなと思って図面を見させていただきました。基本的には幅6メートルの道路をつくるということで、1つは華園団地から松の杜団地入口方面に向かっていく道路ですね。これは道路の新設ということで考えているのかどうかということが1つ。

それから、高城の駅前ですね。このところも、高城駅前のタバコ屋さんのところから白萩方面に抜けていくような道路の形状になっているのかなというふうに思っているわけですが、この道路についても、高城の駅前を車が通れるぐらいのものを考えておられるのかどうかですね。そういうところについてお伺いしておきたい。

それから、光陽台から松島高校の脇に抜けていく道路ですね。これも、現状は車が抜けることは不可能なので、これも車も含めて抜けるという形で考えておられるのかどうかですね。その辺についてお聞きをしたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず1番目の、華園のほうから松の杜に抜ける部分については、新設でございます。これは新設道路として考えております。

それから、2番目の駅前等の部分ですね。これもできればここが通行止め、今、人しか歩けないということで工事させていますけれども、できれば6メートルで通すということで、もっと欲を言えば駅前広場、もしできればきちっと整備してという部分は一応検討しなければならないというふうに考えていますので、できるだけ通るような形で使えれば、高城駅前が活性化してくるだろうというふうに考えております。

それから、3番目になりますけれども、松島高校の脇になりますけれども、ここは6メートルで新設という形で、一応車も乗り入れができるという形であれば、つながっていい道路になるだろうというふうに考えております。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。5番高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） それでは、11ページの第6項災害公営の住宅整備費ということで、災害公営住宅防災広場の整備事業ということで、測量設計業務150万円が上がっておりますが、これは新規事業ということで、平成24年から平成26年までに2億6,200万円ということで、新規事業で採択されているわけですね。資料1に載っていますけれども、動伝の愛宕住宅ですか。そこに、将来的には12戸の災害公営住宅というものを考えているようだけれども、その位置づけのまず考え方について、最初にお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 動伝の12戸ということで、考え方になりますけれども、大きく2つありまして、1つは松島町で52戸まで採択基準を持っているということで、前回40戸ですね、華園と美映の丘に一応つくるとということで今進んでおりますけれども、せっかくの枠があるということで、被災者のためにということと、あとそれから町内に住宅をふやすといった部分を考えますと、もう12戸、一応権利がありますので、できればふやしたいということがございます。

それともう1点、愛宕につきましては、今回、災害公営住宅が美映の丘に認められたということにつきまして、これは根廻磯崎線が道路として採択を受けたということが、災害公営住宅があるということで採択を受けたということもありまして、愛宕にも災害公営住宅をつかってその延伸を図ろうということでの頭がございまして、それらを含めて、全体的な考え方を持って、根廻磯崎線も延長していただけて採択していただければ、できるだけスムーズに道路もうまく行くし、災害公営住宅もということで、2通りの考え方がありまして、そこに設定しているということでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 最終的には根廻磯崎線というのが非常にかなめになるのかなとは思っているんですけれども、ただ、ここに災害公営住宅となると、まず現況で進入路の問題とかがありましてなかなか大変じゃないかなと。雪が降ったときにでも、やはり、滑って上がれないとか、いろいろ現況の問題がありますよね。あとは、また1つに、用途廃止になったこの地区ですから、そこに住んでいる方もおりますので、そういった方々をどうしていくのかという問題もまだ解決していないわけですね。そういったこともひとつはっきりめどを立てて、

そういった災害復興住宅というようなことでの位置づけならなおさらいいのかなと思うんですけども、その辺のことをちょっとお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今、おっしゃられた問題は、うちのほうも認識しておりまして、基本的にも12戸ですので、あの中には十分に建つといった部分と、ただ、今現在もちろん市街化調整区域ということと、坂が開発基準に合うのかといった部分がございますので、そういった部分は今後調整していかなければならないという形になろうかと思えます。

今の部分を広げていいのかあるいは別な箇所から別な道路を改めてつくるのかということになると思いますが、これらも復興庁として今回、一緒に協議したいということで、復興庁から一応協議いいですよという話を受けていますので、そういった部分を整理しながら検討したいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○5番（高橋利典君） 用途廃止になった住宅関係の、用途廃止になっていますよね、現在。その住宅に住んでいる方もいるわけですよ、町営住宅。その関係はどうなっていくんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今現在住んでいる方については、そのまま、一応基本的には今のままで12戸は十分に建ちますので、それらの人には迷惑をかけないで建てられるという部分は一応ございます。場所としては十分にありますということです。

ただ、全体の計画を立てる中でどうなるかというのは、これから検討しなければならない部分がございますので、開発にするか地区計画にするか、愛宕全体を含めて一応考えていくという考え方もございますので、そういった中では、今後いろいろな対応が出てくるということでございます。

今の12戸分を建てるといった場合は、一応、今住んでいる方には迷惑をかけないで建てられるという十分な敷地はあるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） それはわかるんですが、やはり、そういった公営住宅となると、公営住宅とはいえ、やはり今住んでいる方たちがどういう気持ちで思うかということなんです。やはり、用途廃止になって、現在、あそこに現存して住んでいるわけですから、やはり、そういった方々のある程度の手当てもしていかないと、やはり、その地区計画なり何なりの計画性が見えてこないんですよ。だから、もう1つ、そこまで踏み込んだ形での計画があっ

て、私は全てではないのかなと思っていましたので、災害公営住宅はそれでいいと思うんです。ただ、そういった進入路の問題、あとそれから今住んでいる方々の問題、そういったものもきちんと加味しながら進めてもらえればなおさらいいのかなと思っております。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 住宅法の中でも、住んでいる方については十分配慮するようにということはありますので、そういった形で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 質問させていただきます。

まず、今回の第4回の復興交付金の配分なんですけれども、69億1,700万円。要求額、申請額に対する88%、非常に高い数字が国から回答をいただいたと。新聞を見ても、ほかの市町村より松島は多かったなど。松島より幾らか多いところもあるんです。でも額が小さい。松島ぐらいの額、それ以上の被害の大きなところは、松島ぐらい、88%ぐらい、交付金を配分されたところがなかったな、一生懸命頑張ったんだなど。こういう予算のとり方、それから、申請の方法、いろいろ頑張ったんだという思いの中で新聞を見させていただきました。本当にご苦労さんだと、今後とも頑張っていたきたいということをまず申し上げたいと思います。

そして、質問をさせていただきたいんですけれども、今、今野議員がおっしゃいました三十刈の避難施設、それから本郷の避難施設、それと、この資料の中には東浜にも避難施設というところ3つ出ているわけです。今の答弁の中で、本郷の部分はトイレ、それからベンチ、そういうものを備えますよということを答弁いただいた。今度の三十刈もそれに準じるのかなと思いますけれども、12月7日、震度4の地震がありました。5時10何分かな。そして、防災無線で避難勧告。皆さん逃げました。本当に真剣になって皆さん逃げたんです。

私たまたま仙台のほうにあのときは行っていたものですから、その状況わからなかったんですけれども、後で聞いて、私が帰ってきたのは警報解除になる前にこっちに帰ってきたんですけれども、三十刈駐車場、結構いっぱいでした。それから、第一小学校の体育館も、そんなに多くはなかったんですけども、30人ぐらい避難していた。

それから、天神さんの裏のお墓にも皆さん立って、ぶるぶるぶるぶる寒さの中で立っていたということで、三十刈の駐車場には車の中、そして、防災訓練とか何かする場合、下の人は歩いてきなさいということなんですよ、あそこまで。それで、今回もそういうことで、あの寒さの中歩いていったんですね。ところが、避難解除になるのが2時間強ですね。2時間以

上たちました。皆さんあの寒さの中で待っているわけです。車に入っている人はいいんですけども。

そういう中で、やはり避難施設、あそこに私は本当に必要だと思うんです。トイレはあります。立派なものが。これからあれだけ大きい駐車場におそらく逃げると思うんです。ということで、避難施設を考えていただくならば、やはり、トイレ、ベンチは当然なんですけれども、やはり、ちょっとした建物の中、そういうものが私は必要なのではないかなと、こう思っているんです。そういうことで、あその地区は集会施設がないんですよ。ちょっとこの話とはまた別なんですけれどもね。そういう中で、集会所でなくて、寒さを耐える、そのようなものをつくっていただければありがたいのかなと、こう思っておりますけれども、その辺の考え方はどうでしょう。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 松島海岸地区で避難所の建設につきまして、総務課のほうで管理している部分で1カ所ございます。その部分の当初予定では霞ヶ浦地区を考えておりましたが、このごろ地域の方で三十刈の要望が大分多いようですので、その辺につきましては、松島行政区の方々と話し合いの中で決定していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 霞ヶ浦というのは私のところなので、私のところも必要なんです。必要なんです。そういうことで、今後、やはり、あそこは本当に多くの人たちが避難するんです。役場の方たちもあそこで誘導とか何かに当たったと思うんです。そういうことで、やはり、あそこに配置した職員の人たちの話もよく聞いて、本当に寒いんです。夏だったらいいんですよ、別に。地震はいつ来るかわかりませんので、そういうことで、よく対処していただいて、住民の皆さんが寒さをそこで凌げるような、せっかく今回こういう予算が出るものですから、検討していただきたいと、こう思っております。

それから、やはり、今野議員が先ほどいいました石田沢、あれはいい話です。やはり、今回です。今回しかチャンスはないと思うんですね。それを、右折レーン、左折レーン、そのように広げて、やはり、そういういざというときの、それから渋滞、いろんな面でそういうところが必要かなと。これからあその初原バイパスが開通になります。そういうことも含めながら、あそこはもっともっと大切な交差点になると思うんです。そういう中で、やはり、先行投資みたいな、そういうことを国にお願いしていただければなど、このように思います。

それで、石田沢の図を見ていただきますと、皆さんも見ていただければと思うんですけれど

も、当初と変更と、このようになります。変更されて2.4ヘクタール、最初は0.72ヘクタール。これは次の東浜、避難場所もそうなんです。当初、考えられていた避難場所よりちょっと広がっているんですね、みんな。これは非常にいいことだと思うんです。広くとればそれだけ逃げるスペースも多くなる。仮に車で逃げる人も、そこで車のスペースがとれるということなので、特に石田沢のスペースが3倍強になっているんですね。そして、東浜もちょっとふえた。これの、いいことなんです。これの広くした根拠というのはどういうことなんでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 石田沢につきましては、基本的には三十刈と合わせまして、その前に瑞巖寺北ということで広くありましたけれども、その部分を補完して三十刈と石田沢で補完するという形での面積増をしているということなんです。その分の面積が一応全体的に上がってきていると。瑞巖寺北がなくなった分の面積を三十刈と石田沢でふやしているということ。ただ、のり面もできますので、のり面も含めるとちょっと大きくなると、それ以上に大きくなるということでございます。

それから、もう1点、東浜につきましては、いろいろと測量していくと、地権者の絡みになりますけれども、1筆、のり面の下まで買おうということで、のり面まで含めて0.88なんです。だから、使える部分というのは約半分ぐらいなんですけれども、ただ、その分補完しなければならぬといった部分になりますので、一応広がってしまったということ。場所が移ってそういう計画になったということで、結果がこの面積になったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 三十刈、そういうことで瑞巖寺の裏のやつが移転変更になったので、その分の面積を合わせたということなので、石田沢、かなり広がるわけですね。あそこの沢地ですかね、田んぼ。あの辺はほとんどこのように避難場所というようなことになろうかなと思いますので、そうするとなおさら、やはりあそこで休む人、休憩する人もふえると思うんです、通勤とか何かでね。そういうことで、なおさら右折させるぐらいのレーンもですね。

それから、あそこはやはり日陰になっているところがあるんですよ。これから寒くなる、そういうことも含めて、事故も非常に多いところなんです。そういうところの対策もひとつ兼ねてああいうところを考えていただければなと思っておりますので、よろしく願いをします。

それから、次の6ページの漁業集落防災機能強化事業、これは事業内容は地盤のかさ上げ、排水施設とこうなっておりますけれども、これはこれでいいんです。ちょっと関連なんですけれども、今回の復興事業の中で、新聞で報道されましたんですけれども、漁港整備が2年おくれるという記事が出ました。平成27年度までみんな取り組みますよと。ここの松島地区は港湾施設として早くなるんですけれども、漁港は磯崎から高城川の河口から、そっちが漁港ですね。漁港整備。ということで、国が2年おくれると発表した、発表ということはないけれども、2年おくれると。工事が2年おくれるということなんですけれども、これには関係ないわけですか。ここはもうかさ上げという部分なので、漁港整備とはどういった関連性を持ちますかね。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 申しわけないですけれども、漁業集落防災機能強この部化事業の出た地区だと思っておりますけれども、その部分につきましては、大浜の部分なんです、この部分は。補正額が628万円ということで6ページということになりますけれども、沈下量40センチということで書かれている部分の、大浜部分の名籠地区、それから早川地区、銭神地区ということで、これまで採択になった部分として大浜部分がちょっと抜けていたと言ったら失礼なんですけれども、この部分を忘れていたという部分がありまして、その部分を上げて一応今回ただけたということなんです。その部分でございます。大変申しわけございません。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今回は復興事業、この復興交付金の中で、この漁港整備がおくれると。国ではちょっとおくれるよということに新聞に出たものですから、あれと。こういうことで松島も影響を受けるのかなと、こういう思いを込めて今質問をしているわけなんですけれども、そういうところまでまたわかりませんか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 全体的に、町のほうは発注というか、これから設計を組んで出していくということで、今回補正で上げていますけれども、年度内に一応契約したいというふうに考えていますけれども、県のほう、磯崎漁港とか何回か入札していますけれども、落札者がいないということがあるんですね、現実的には。ですから、そういう心配での話が進んでいるんだろうなというふうに考えておりますけれども、それらも順次落ち着いてきたら入札になって落札者が出てくるだろうなということには考えております。そういった懸念がありますので、そういった中では、いろんなことがあり得るという部分と、おくれしていくといっ

た部分があるだろうなというふうには一応思っております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、こうやって漁業に携わる方も、本当にまず生活できない、水揚げもできない、危険だということもありますので、なお一層取り組んでいただければと思います。

それと、今野議員が先ほど高城松島線こうなりまして、瑞巖寺の前の石畳ずっと、それから、蛇ヶ崎までのずっと、そっちのお話を質問いたしますけれども、震災後、寺町の石畳がかなりやられました。かなりやられています。天麟院さんのところ、大宮司米屋さんから天麟院さん、軒端屋さん、そして菓匠三全まで抜ける道路、建設課の皆さん、観光課の皆さん、当然わかっていると思うんですね。もう走るたびにガタンガタン、ガタンガタン、すごいです。寝られないって。特に軒端屋さんのあそこのところは掘れまして、それでももうガタガタ鳴りまして、通るたび、夜中でも寝られないんですよというような状況になっているわけです。

それで、これを見ますと、確かに軒端屋さんまでは赤棒を引っ張っているんですけども、これを大宮司米屋さん、それから菓匠三全のほうまで整備を、この辺も含めてやっていただければなど、こう思うんですけども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今、言われた部分につきましては、前に寺町構想ということで石畳を敷いた部分が震災を受けてという部分と、維持管理上ガタガタになっていますので、これは維持管理費の中でやっていきますので、これは別案件という形になろうかと思います。

それから、瑞巖寺の前につきましては、基本的には石畳はここは夜間の照明灯をつけるという範囲で広げたいところですね。石畳にするという部分ではありませんので、その部分は除いていただいて結構だと思います。そこはやらないという形になろうかと思います。（「もう1回」の声あり）瑞巖寺前ですね。そこは、照明灯だけの誘導灯を考えていますので、この部分については、線は引いていますけれども、基本的にはその整備という形で、これまでと変わりませんので。申しわけないですけども、そういう考えでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） では、その辺は維持管理費のほうでひとつよろしく。

それから、最後なんですけれども、消防費なんですね。今度は9万5,000円で全国瞬時警報システムとこうあります。

実は、あの7日の地震のとき、私は聞かなかったんですけども、たまたま塩釜に行っていた人が「いやあ」と。あの地震なったときに携帯電話に地震警報鳴るでしょう、ピーピーピーって。あれが塩釜中鳴ったと。「あ、いいもんだよ」と。そうすると、私たち電話で来ると「地震来るぞ」と構えますよ。それを塩釜で今、全部かどうだかわからないです。たまたまそこにいた人がそれを聞いたということで、「松島にもそういうのを入れたらいいんでない」と、こういうふうな提案があったわけです。

それで、今回この予算が出ているわけですけども、この緊急の瞬時警報システムとはどういうものなんでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） これはJアラートということで、一応、全国瞬時警報システムということで、消防庁を発信元に各市町村には配備されていたわけですけども、消防には入っていなかったと。それが今回配備されるようになったと。

このシステムにつきましては、今回、北朝鮮の人工衛星と称されるミサイル発射がありましたが、あれらも含めて、全国的に瞬時の警報システムを町の防災無線と連動して流すというようなシステムになってございます。

あと、地震のほかに、やはり大雨、大きな地震等の警報についても連動して発するような形にはなっております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということは、塩釜で導入されているやつとはちょっと違うということだとは思いますが、そういう塩釜でどういった取り組みをしているかわかりませんが、やはり、そういうの携帯で皆さん持っていて、あれはなれてきていると言ったらおかしいんですけども、やはり注意喚起というものが非常に大切だと思うんです。そういう意味で、松島もいいことはまねてみたらいいのではないかなと思うんです。ちょっと私は聞いて、そのようなことで発言しているわけですけども、ぜひどういうものなのかご検討していただいて、導入できるものでしたら導入をしていただければと、こう思って、これは要望にしておきます。よろしくをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今、松島町では緊急メール、登録した人だけ鳴っているということで、塩釜とかエリアメールなんですね。ドコモとかやっているような形で、塩釜地区に携帯を持

っている人に強制的に行くということなので、松島町でも検討していきまして、新年度に向けて予算づけして、そのエリアメールを導入したいということで進んでおります。

○議長（櫻井公一君） では、色川議員の質疑終わって、9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 皆、大体聞いてもらったのでいいのでありますが、今野議員と色川議員が高城松島線の整備をしていくことまでですね。これと絡めて、今度、都市計画審議会に景観条例の中間報告か何かあるのでありますが、あれを見ますと、町長は積極的に町がやるのでなしに皆さんのことを誘導していくんだと、こういうふうなことを言っているわけですが、これは積極的に高城松島線はやるわけでしょう。これと絡めて環境整備をしてもらうと、こういうふうな考え方は出てこないのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 景観行政を進める上では、行政と住民、そして事業者と、この3者がお互いに自分の役割分担をしつつ協力するというふうなことで、法律的にもうたっております。

今回、我々の役場の側として、公共施設分の整備は役場でやりますので、その他の部分、民地の部分、そういったものは住民の方々でこういうものはいかがでしようかと。また、こういうことで取り組まれてはいかがでしようかというような話をしていくと。それが景観の話し合いの中身になっています。公共施設部分は役場でこういうふうに行いますと。それ以外の部分は皆さん方でどうでしようかと、そういうふうな枠組みになっています。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、水主町だり何なり、もう用地買収もできていると思うんです、あそこはね。そうしますと、用地買収つながったり、庭の部分がとられたりしていくわけでしょう。そうすると、公共施設で整備するのはここなんだけれども、買収なり何なりされたここについてはこういうふうな何でしてほしいというふうなことで一緒に絡めてやらなければ、買収されたからおらえでブロックで皆積んでしまおうとか、そういうふうになってから、町長が何ぼこれを「やります、やります」と言ったってやれないわけでしょう。だから、そういうふうなものと絡めて一緒にやる必要があるのではないかと。町長はどう考えているんですかとお聞きしているわけです。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） そのとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それでやってほしいと。いいですか。そのとおりだと言ったわけだから、

そのとおりやってもらわないと困るわけですが、それから、仮設住宅の建設実施設計が出て
いるんですが、それから、用地賃貸料ですか。これはしっかり決まったんですか。税理士さ
んか何かとその額について折り合いがついているんですか。

○議長（櫻井公一君） 仮設庁舎ですね。仮設住宅ではなくて。（「用地、用地」の声あり）仮設
庁舎の用地について。賃貸。熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 仮設庁舎のほうで、今度は予算の中で建物実施設計、それと用地が
借地の分、2つ計上させていただきました。

今のご質問では借地なのでありますけれども、これは土地の所有者と、隣りに貸している建
物の価格というか、借地料と、それと同じくらいでという話を受けさせていただいておりま
す。

そういうことを踏まえても、最終的に賃貸とかそういうのを結んでいるわけではありませ
んけれども、今の交渉の段階でそれを見合った額で、隣りと合わせた額で予算は計上させて
いただきました。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、大体この額で了解をされると、こういうふうに理解して
いのかどうかですね。

それから、私らに資料をもらったんですが、仮設庁舎をこう建てるんですよ。あれは町で
したのでないとすれば、逆に設計料をとっているんですが、業者決まって、その業者につ
くさせたやつですか、私らがもらっているのは。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） この間、全協で提示させていただきました2階建て、それから3階
建てのレイアウト、このレイアウトにつきましては、ちょっと9月でしたか。追加提案だか
で、間違えたら済みません。基本設計ということで予算計上を500万円計上させていただきました。
これについての成果として、この間、全協で示させていただきました。ということで、
今回は、町として、この間の全協で3階建ての方向で、駐車スペースを広くしてという感じ
で、これで進めた、今度は実施設計費用として2,600万円、これはこれから発注をしていく
という流れになります。議決いただければです。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、大体その業者も入るわけでしょう、入札にね。その辺は間
違いのないように、批判の受けないような方法でやってほしいというふうに思います。

それから、愛宕住宅、建設課長から何したんですが、あそこの全体計画の中で、12戸あそこにある。そして、今から12戸建てても、そのときにあの全体計画がないところで12戸建つんだよと、こういうふうではなしに、あそこをどうしていくかと、こういうふうなことは何回か出ているわけでしょう。議会の中でも、それを示されないまま来ているわけでしょう。かなり大変だと思うんです。私、上のほうにずっと家が建ってしまったので、下げてしまえばあそこに入っていきのが今度は大変だとかですね。そんなことはあるんですが、今の敷地は昔の10坪とか13坪5合で建てた家ですから、あの敷地では1軒1軒が足りないわけです、土地も。そうすると、整備していかなければならない。全体の中でどうしていくんだと、あの12戸をどういうふうに動かすのかとか、そういうふうなところまで示して、そして行かないと、こうでき上がったんだよと議会にかけたのではないかと、まず。予算とったのではないかと、こういうふうなことで終わってもらったのでは困るわけです。だから、その辺はきちっとした資料を後に出してほしいと、こういうふうな要望を申し上げておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、他に質疑を受けます。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 7ページの今回、仮庁舎の整備の設計図が出ているわけでありますが、これは前回、全協のときにもお話したんですが、地域から要望書が出されたのに対しての文書で回答するというごさでしたが、これはもう既に文書で回答されたのかどうかお聞きをいたします。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 文書で回答させていただいております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） それはいつの時点で出されたんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 先週の金曜日ですから、14日付で回答させていただいております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） もしできれば、その14日に文書で提出したという文書を私たちにも資料として提出をお願いできるかどうか、議長、計らっていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それらについては、後ほど提出をするそうであります。片山議員。

○14番（片山正弘君） できれば、それを欲しかったんですが。それはそれとして、もらうことにして、ただ、今回これに調査費が9月補正で500万円ついたということではありますが、このときに、この土地の地質調査等も含めて、この調査費というのはどのように使われたのか。

あのザイエンスの土地の分の地質調査もお済みなのかお聞きをいたします。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） ザイエンスの土地の地質調査ということでありまして、これはまだこれからであります。地盤調査、地質調査についてはこれからでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） これからということでありまして。それであれば、あの土地に過去に、あの土地そのものにもし問題等が発生した場合、どのように措置をする考えですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今、問題がというご提示をされましたが、じゃ問題というのはどういうことかというのを、ちょっと今私、正直言ってどんな問題が具体的に出てくるのかなというところ、まだ私にはちょっと、まだ地質調査をしたわけでも何もしたわけでもない。ちょっと私のイメージの中ではあらわれないのかなということでありまして。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） じゃそれはそれとしていいんですが、では、あそこ、過去にサンヨウ木材と、今はザイエンスという会社になったわけですが、過去にはサンヨウ木材の会社があそこにあったわけですね。それであそこには多少なりとも公害に匹敵するようなものがあそこにあったというような事例は過去にあったと私は記憶しているんですが、その辺について、もしそういうものがあの地下に埋設されているものの地下土壌の中で発生した場合はどういうふうに考えますか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今、あったというお話、私はまだそこまでは聞いておりません。申しわけありませんが、私はちょっと聞いていないのでわかりません。認識していないのか、私はそういう話を聞いていません。

ただ、ボーリングの調査、いろんなボーリングがありますけれども、ボーリング調査の中で、どういうものなのかによって対応がいろいろ出てくるのかなというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） じゃその辺ですね、今職員の方でその辺の経過を知っている方はいないんですか。いないんですかね。

○議長（櫻井公一君） もし知っていたら、片山議員、言ってください。片山議員、もし知っていたらお話ししてください。

○14番（片山正弘君） 知っていたらって、私も詳しくそんな内容の地質の分析までは知るわけではないんですが、過去に、あそこのサンヨウ木材が、あそこで塗料と言うんですか、「防腐剤」の声あり）PDスケアと言うんですか、土台とか電柱なんかを腐らないようにするための防腐剤を使用していたんですね、あそこで。それで、それが高城川にも侵入する、あそこの40何センチだったか、土嚢を高くしてそれを隠したはずですよ。表面があるということで。

ですから、そういうことがもし今回の地質調査の中でとか、これからも問題でそのようなが出てきた場合、公的な機関的なものをそこに10年なり、今10年間の債務負担行為を起しているわけですが、そのようなものがもし発生するようなことがあった場合、公的な建物があそこは適地なのかどうかということをもまず聞いておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今、片山議員のお話ですけれども、実際問題ないのかということですが、調査して出てきた場合、そのときにはある程度調査機関とかで対処しなければならないということであって、今は仮定の話なので答えられるかどうかということはありません。

ただ、あとあそこは実際盛り土をします。ここの道路で、上がりますから、大体1メートル以上は全体的に上がると。話は直接関係ないですけれども、土の中の話ですけれども、実際はあそこを盛り土すると。実際、あそこを問題が出れば、その場でいろんな機関で調査をして、議会のほうにも話をしなければならないということは認識しております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） ぜひ調査をして、その結果を出していただきたい。多分、議員の中でもその部分を詳しく知っている方は、私は辰郎議員さんとか今野議員さんなんかは知っている時代なのではないのかなというふうに思うんですが、その辺知っている議員さんがいたら応答していただければと、そのように思っております。それは知っている方からもしあれば教えてください。

それから、次に、今までは県道にアプローチする庁舎を建てるわけですが、今回は国道45号線に直接アプローチする庁舎を建設するわけでありまして、その件について、交通の渋滞とか、そのようなことについてはどのような判断をされているのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 前にも交通渋滞については一度、私でなく別の者が答えたかもしれませんが、交通渋滞、最終的に橋の位置が変わってくる。ということは、人の導線、車の導

線、信号機の設置等々、それから、これからタッチの部分で国道45号線と道路管理者、いろんな協議の中で出てくるかと思えます。そういう中で見ると、車の導線がちょっと変わると。交通量が極端にふえるかどうかというのは、これはこれからの調査で道路管理者の考え方。

あともう1つは、役場側に入る方、そういうので今後道路管理者、国道、国交省になりますけれども、そこいろんな協議をしていく中でその辺の緩和と言いますか、その辺がこれから進んでいくだろうというふうに思えます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） これから協議をするということですが、町としても、今国道45号線に直接アプローチすることについて疑念はないのですか。私はその辺を聞いているわけでありませう。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 直接という話よりか、国道45号線沿いに役場庁舎を、仮設庁舎を建設するということでもありますので、公共施設としては国道45号線しか今の段階ではないということ、それについては妥当というか、そこにしか設置できるものではないので、それが一番というふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） その辺については、後で渋滞緩和の中で十分に協議してもらって、一番いい方向であそこのアプローチするところをつくっていただきたい。それでなくても今は交通量が多いわけですから、そこを今、ある一部では今そこに商業施設がありますが、そこに入るのさえも大変だというふうな声を聞いているわけでありませう。そこにあえてまた庁舎ができるということによって、その辺のアプローチするところについては十分に安全策を考えて、よりよい利用ができるような方向で検討していただければと、そのように思えます。

また、もう1点であります、今回は、来年8月ごろまでに完成して10月までには撤去するということではありますが、この庁舎としての、町の再利用できるものはどの程度考えているのでしょうか。今の現庁舎から向こうの庁舎に移った場合の再利用というのは、どれぐらい考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的に再利用できるものはしたいと。要するに、事務用品とかですよ。椅子は利用したいと思っております。ただ机は、実際、移転費用とかいろんなものを考えると、新しく購入したほうがいいのか。あと棚は利用できるかなと思えます。

あと、極端に言うと、ここの議事堂の中のどれがということなんですけれども、これは議長とも相談して、再利用できるものということで、余り備品も購入した場合と持っていった場合の移転費用と見合いで、今、財務課のほうでいろいろ調査して、全体の買った場合の見積もりとかはしております。なるべくしたいものはしたいと。ただ、ある程度年数がたっているものは新しくと。この際だから全部ということは考えていませんけれども、ある程度新しく購入するのが多いのかなと、備品的なものはですね。そういうものは多いと思っております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今、片山議員から出たんですが、古い議会である政党議員が何回も繰り返し質問しているんですよ。重金属を使って問題があるのではないかと。ここから撤去させるというようなことで、随分、何回もありますから。議会の古い議事録でも見て、そういうような何でないように、よく検討してください。いいですか。議事録を見ればちゃんと書かれていますから。何回もありますから、質問は。

ここから根廻りに持っていこうとしたときにもありますし、ここにサンヨウ木材の防腐工場があったときにもそういうようなことがかなりありまして、何回も質問を受けているわけです。それはクリンチで逃げたような格好になっているわけですが、それを繰り返さないようお願いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 私たちもいろいろ情報が不足しているということもあるので、尾口議員からとか貴重な情報とか、後で得られればなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 今こうやって顔ぶれを見ますと、尾口議員が言った、片山議員が指摘したその問題で生き残りは私だけ。当時の議会で、今なお議員の私だけ。物質は六価クロムと覚えています。六価だから、6つ手があるんですね。そして、六価クロムについてどういう性質があって、どんな特性があってというようなことで、今のお話のように、何度も何度も出ております。ぜひお調べをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第93号平成24年度松島町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。
-

日程第10 議案第94号 平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

- 議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第94号平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

朗読説明が済んでおりますので、質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第94号平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。
-

日程第11 議案第95号 平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

- 議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第95号平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

朗読説明が済んでおりますので、質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第95号平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。
-

日程第12 議案第96号 平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
について

- 議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第96号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

朗読説明が済んでおりますので、質疑に入ります。質疑ございますか。15番菅野良雄議員。

- 15番（菅野良雄君） 1件だけちょっと教えてほしいんですが、営業外費用の40万9,000円、（「下水道」の声あり）下水道……、済みません。先に進んでおりました。

- 議長（櫻井公一君） 議案第96号について質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第96号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。
-

日程第13 議案第97号 平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について

- 議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第97号平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

朗読説明が済んでおりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。15番菅野良雄議員。

- 15番（菅野良雄君） 済みません。さっきの営業外費用ですけれども40万9,000円ですが、国庫補助金消費税相当額ということで返還だということですのでけれども、国庫補助金というのは付加税収入ということであるなというふうに思っているんですが、事業そのものは消費税がかかるということで支払わなければならないということなんですが、ちょっと中身がよくわ

からないんですよ。その国庫補助金に消費税も含まれて補助されるのかどうかということね。

その40万9,000円というのはどういう数字があつて返還しなければならないのかなということなので、ちょっと教えてください。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） これにつきましては、水道の災害復旧事業で国庫補助金1,067万8,000円の収入を得ました。これは非課税での特定収入ということで位置づけをされております。

今回、その特定収入が5%以下の場合、国庫補助金を1,000万円を受けて発注すると、それに消費税も足されて1,000何万円消化するわけなんですけれども、その際、消費税が発生します。それを、国庫補助相当分の消費税分を仮受消費税ですか、水道収入でいただいている消費税分がありますね。それから全部を控除していいということになっているんですね。特定収入が5%以下の場合。そうすると、支払った消費税分が内部に留保されるというか、消費税分が儲かる感じなんです。それで、平成23年度の決算で特定収入の5%以下とかという数字が確定します。それで、決算以降にその処理を行いまして、今回、この金額が消費税相当分が余計控除されているということで、返還をするということになります。簡単に言えば、消費税分がもらい過ぎているということの措置なんです。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 特定収入の5%というのは何の収入の5%のことでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 課税売上収入です。水道料金の収入ですね。（「全体の」の声あり）はい、全体の、今回は4億9,000万円くらいあったんですけれども、その中の比率でございます。

以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第97号平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。
-

日程第14 委員会提案第1号 国による子どもの医療費無料制度の創設を求める意見書について

- 議長（櫻井公一君） 日程第14、委員会提案第1号国による子どもの医療費無料制度の創設を求める意見書についてを議題といたします。

朗読説明が済んでおりますので、質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより委員会提案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、委員会提案第1号国による子どもの医療費無料制度の創設を求める意見書については、原案のとおり可決されました。
-

日程第15 委員会提案第2号 乳幼児医療費助成の拡充を求める意見書について

- 議長（櫻井公一君） 日程第15、委員会提案第2号乳幼児医療費助成の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

朗読説明が済んでおりますので、質疑に入ります。質疑ございますか。9番尾口慶悦議員。

- 9番（尾口慶悦君） この内容はいいのでありますが、提出先が知事さんと議長さんだけでは、「はい、わかりました」で終わってしまうのではないかなと。だから、その担当部長なり何なりにも出されたらいいのではないかと。知事さんに行けば皆行くんだと、こういうようなことになっていると思うのでありますが、松島町だって町長にやったのを部下まで来ないでしょう。だから、それと同じだと思うんです。こうやって反対にこうして終わりだと思うんです。だから、その辺はそこまでして、さらにお持ちをいただいて強調してほしい。お願いを申し上げておきます。

- 議長（櫻井公一君） 提出者、参考意見ございますか。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） ありがとうございます。検討してまいります。

○議長（櫻井公一君） それでは、私のほうで議運等に諮りながら進めさせていただきます。それでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより委員会提案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、委員会提案第2号乳幼児医療費助成の拡充を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会とします。

再開は18日午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後 3時25分 散 会